# 半期報告書

自 平成17年4月1日 (第107期中)

至 平成17年9月30日

# 株式会社 親和銀行

# 半期報告書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成17年12月26日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査 報告書を末尾に綴じ込んでおります。

# 株式会社 親和銀行

# 目 次

			頁
第107期日	þ	半期報告書	
【表紙】		1	
第一部		【企業情報】	
第1		- Tan	
	1		
	2	The state of the s	
	3		
	4	FOUND TO THE PARTY OF THE PARTY	
第2		【事業の状況】	
21.	1	【業績等の概要】 ····································	
	2	For the second control of the F	
	3		
	4	The Mark of the second of the	
	5		
第3		【設備の状況】 ····································	
71.	1	T)	
	2	For the lease of total at -1	
第4		【提出会社の状況】 24	
71.	1	【株式等の状況】24	
		(1) 【株式の総数等】24	
		(2) 【新株予約権等の状況】	
		(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】28	
		(4) 【大株主の状況】	
		(5) 【議決権の状況】	
	2		
	3		
第 5		【経理の状況】30	
>1• -	1	To the North of the Late of the Total	
		(1) 【中間連結財務諸表】	
		① 【中間連結貸借対照表】 ·······31	
		② 【中間連結損益計算書】33	
		③ 【中間連結剰余金計算書】34	
		<ul><li>④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】35</li></ul>	
		(2) 【その他】	
	2		
		(1) 【中間財務諸表】	
		① 【中間貸借対照表】69	
		② 【中間損益計算書】	
		(2) 【その他】	
第6		【提出会社の参考情報】 ······87	
第二部		【提出会社の保証会社等の情報】	
┵	土口	<b>化</b> 事	
中間監査			
		結会計期間	
		結会計期間 ····· 91	
		計期間 ······ 93	
ヨ甲间	云	計期間95	

# 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成17年12月26日

【中間会計期間】 第107期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 株式会社 親和銀行

【英訳名】 THE SHINWA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 荒 木 隆 繁

【本店の所在の場所】 長崎県佐世保市島瀬町10番12号

【電話番号】 佐世保(0956)24-5111(大代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 小川正信

【最寄りの連絡場所】 福岡市中央区西中洲6番27号

株式会社親和銀行福岡地区本部

【電話番号】 福岡(092)781-2945(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役福岡地区本部長 松 尾 正 剛

【縦覧に供する場所】 株式会社親和銀行東京支店

(東京都中央区銀座一丁目16番7号)

株式会社親和銀行福岡支店

(福岡市中央区西中洲6番27号)

(注) 上記は証券取引法の規定による備置場所ではありませんが、継続的に備置くこととしております。

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結 会計期間	平成16年度 中間連結 会計期間	平成17年度 中間連結 会計期間	平成15年度	平成16年度
		(自平成15年 4月1日 至平成15年 9月30日)	(自平成16年 4月1日 至平成16年 9月30日)	(自平成17年 4月1日 至平成17年 9月30日)	(自平成15年 4月1日 至平成16年 3月31日)	(自平成16年 4月1日 至平成17年 3月31日)
連結経常収益	百万円	33, 615	35, 640	42, 079	68, 247	73, 894
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△26, 271	3, 899	7, 132	△35, 383	△17, 961
連結中間純利益 (△は連結中間純損失)	百万円	△21, 798	2, 899	4, 204	_	_
連結当期純損失	百万円		_	_	34, 297	20, 769
連結純資産額	百万円	113, 140	108, 967	90, 454	107, 733	84, 567
連結総資産額	百万円	2, 632, 844	2, 554, 423	2, 518, 157	2, 603, 157	2, 556, 630
1株当たり純資産額	円	271. 10	257. 49	180. 09	253. 47	177. 93
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり 中間純損失)	円	△71. 08	9. 45	13. 68	_	_
1株当たり当期純損失	円	_	_	_	111. 83	67. 72
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	_	6. 99	10. 13	_	_
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	_	_	_	_	_
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.00	6. 79	6. 97	6. 35	5. 34
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△10, 914	△4, 599	△56, 500	1, 200	46, 431
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△67, 834	462	△18, 172	△76, 327	△148
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△1, 200	△0	15, 410	△1, 201	△400
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	89, 430	88, 931	79, 699	_	_
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円	_	_	_	93, 051	138, 944
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2, 619 [904]	2, 278 [858]	2, 205 [851]	2, 475 [894]	2, 181 (854)

- (注) 1 当行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
  - 2 平成15年4月1日に株式会社九州銀行と合併しております。
  - 3 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
  - 4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当行は国内基準を採用しております。

# (2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第105期中	第106期中	第107期中	第105期	第106期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成17年9月	平成16年3月	平成17年3月
経常収益	百万円	32, 958	35, 226	41, 648	66, 898	73, 147
経常利益 (△は経常損失)	百万円	△26, 351	3, 873	7, 044	△35, 621	△17, 870
中間純利益 (△は中間純損失)	百万円	△21, 860	3, 018	4, 189	_	_
当期純損失	百万円	_	_	_	34, 373	20, 522
資本金	百万円	20, 915	20, 915	22, 713	20, 915	20, 915
発行済株式総数	千株	普通株式 306,671 優先株式 30,000	普通株式 306,671 優先株式 30,000	普通株式 335,671 優先株式 30,000	普通株式 306,671 優先株式 30,000	普通株式 306,671 優先株式 30,000
純資産額	百万円	112, 835	108, 780	90, 377	107, 439	84, 507
総資産額	百万円	2, 631, 467	2, 554, 346	2, 514, 437	2, 601, 786	2, 556, 571
預金残高	百万円	2, 373, 834	2, 260, 118	2, 176, 815	2, 331, 552	2, 303, 230
貸出金残高	百万円	1, 911, 634	1, 795, 079	1, 655, 681	1, 901, 534	1, 828, 767
有価証券残高	百万円	489, 929	511, 237	547, 412	508, 561	513, 359
1株当たり純資産額	円	270. 11	256. 88	179. 86	252. 51	177. 73
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり 中間純損失)	円	△71. 28	9.84	13. 63	_	_
1株当たり当期純損失	円	_	_	_	112. 08	66. 91
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円	_	7. 28	10. 09	_	_
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円	_	_	_	_	_
1株当たり中間配当額	円	_	_	_	_	_
1株当たり配当額	円	_	_	_	_	_
単体自己資本比率 (国内基準)	%	6. 98	6. 78	6. 64	6. 32	5. 33
従業員数 〔外、平均臨時従業員数〕	人	2, 291 [756]	2, 037 [705]	1, 948 [691]	2, 132 (747)	1, 937 [699]

<sup>(</sup>注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

#### 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

関係会社については、企業再生支援等への取組み強化策として、平成17年5月13日付けで親和分割 準備株式会社を設立いたしました。なお、平成17年9月27日付けで会社分割を実施し、併せて社名を 親和コーポレート・パートナーズ株式会社に変更しております。

#### 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当行の関係会社となった会社は次のとおりであります。

		資本金又		議決権の			当行との関係内	勺容	
名称	住所	資本金文 は出資金 (百万円)	主要な事業の内容	所有(又は 被所有) 割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の賃 貸借	業務 提携
<ul><li>(連結子会社)</li><li>親和コーポレート・パートナーズ株式会社</li></ul>	長崎県 佐世保市	2, 510	債権管理・ 再生支援業 務	100 ( — ) [ — ]	4 (—)		預金取引	当行よ り建物 の一 を賃借	l

- (注) 1. 上記関係会社は、特定子会社に該当しておりません。
  - 2. 上記関係会社は、有価証券報告書(又は有価証券届出書)の提出会社ではありません。
  - 3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係にあることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。
  - 4. 「当行との関係内容」の「役員の兼任等」欄の()内は、当行の役員(内書き)であります。

#### 4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成17年9月30日現在

					1 /3/2.1.1	
	銀行業	事務代行業務	債権管理・ 再生支援業 務	リース業務	その他業務	合計
従業員数(人)	1, 948 [691]	229 [149]	5 [1]	6 [—]	17 (10)	2, 205 [851]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員902人を含んでおりません。
  - 2 臨時従業員数は、[ ]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

#### (2) 当行の従業員数

平成17年9月30日現在

	平成11年3月30日先任
従業員数(人)	1, 948 [691]

- (注) 1 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員740人を含んでおりません。
  - 2 臨時従業員数は、〔 〕内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
  - 3 当行の従業員組合は、親和銀行従業員組合と称し、組合員数は1,649人であります。 労使間においては特記すべき事項はありません。

# 第2 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

#### 業績

#### 1 経営方針

#### (1) 経営の基本方針

当行は、「新しい時代のニーズを的確に捉え、総合的な金融サービスを提供する地域金融モデルを創造する」という経営統合ビジョンのもと、「地域に役立つ金融グループの創造」、「質の高い情報・サービスの提供」、「地域経済の発展への貢献」を経営の基本方針としております。

#### (2) 中長期的な経営戦略

当行は、抜本的収益改善策として掲げた「収益力の強化」、「経営合理化」、「不良債権問題の解決及び信用リスク管理強化」の各施策を踏まえ、平成17~18年度の新しい中期経営計画「新たなる挑戦~成長編~」において、「組織力強化戦略」、「資産良質化戦略」、「営業力強化戦略」の3大戦略ならびに「コーポレート・ガバナンス強化」に積極的に取り組んでまいります。

#### 2 経営成績及び財政状態

#### (1) 経営成績

当中間連結会計期間の日本経済は、好調な企業業績が雇用や所得環境の改善に波及し、個人消費が回復してきたことや、IT分野の生産・在庫調整が一巡し、輸出や生産が持ち直してきたことなどから、政府及び日本銀行は8月に「景気の踊り場」脱却を表明しました。しかし、原油価格の高騰が長期化していることから、景気の更なる上昇には不安定材料が残りました。このように、景気回復に力強さはなかったものの緩やかな景気回復が続きました。

地域経済の動きをみますと、生産面では鉄鋼・非鉄、金属製品、一般機械、輸送用機械などの輸出関連業種において底堅い動きがみられましたが、企業業績や雇用・所得環境の回復の遅れから、最終需要面では個人消費が一進一退となったほか、観光関連も厳しい状況が続くなど、不安定な動きをみせました。

このような経済情勢のなか、当行は、一段の業務効率化によって基礎的収益力を強化する一方で、「地域密着型金融の機能強化の推進に関するアクションプログラム」の第一の柱である「事業再生・中小企業金融の円滑化」の主旨に則り、地域企業の事業再生に積極的に取り組みました。

この結果、当中間連結会計期間の当行グループ連結業績につきましては、連結経常収益は、 前中間連結会計期間比64億39百万円増加の420億79百万円、連結経常費用は、前中間連結会計期 間比32億7百万円増加の349億47百万円となり、連結経常利益は、前中間連結会計期間比32億33 百万円増加の71億32百万円、連結中間純利益は、前中間連結会計期間比13億5百万円増加の42 億4百万円を計上いたしました。

また、連結自己資本比率(国内基準)につきましては、6.97%となりました。

#### (2) 財政状態

総資産につきましては、当中間連結会計期間末残高は2兆5,181億57百万円となりました。主な内訳として、貸出金は、住宅ローン債権の証券化、不良債権のオフバランス化促進及び企業の資金需要の低迷等を要因として、前中間連結会計期間末比1,080億60百万円減少の1兆6,845億77百万円となりました。有価証券は、運用の多様化に努めた結果、前中間連結会計期間末比239億90百万円増加の5,352億29百万円となりました。

負債につきましては、当中間連結会計期間末残高は2兆4,226億84百万円となりました。主な 内訳としては、預金・譲渡性預金は前中間連結会計期間末比1,033億94百万円減少し、当中間連 結会計期間末残高は2兆2,264億66百万円となりました。

#### ・キャッシュ・フロー

#### 1 現金及び現金同等物の増減状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物の残高は、前中間連結会計期間末比92億32百万円減少して、796億99百万円となりました。

2 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、コールローンによる運用の増加等により565億円の支出超過(前中間連結会計期間は45億99百万円の支出超過)となりました。

3 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、国債をはじめとする有価 証券取得による支出等により181億72百万円の支出超過(前中間連結会計期間は4億62百万円の収 入超過)となりました。

4 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付社債及び株式の発行等により154億10百万円の収入超過(前中間連結会計期間は0百万円の支出超過)となりました。

#### (1) 国内·国際業務部門別収支

資金運用収支は、前中間連結会計期間比21億65百万円減少し、241億13百万円となりました。これは、資金運用収益が資金運用勘定平残の減少を主因として21億55百万円減少したことによるものです。役務取引等収支は、前中間連結会計期間比4億17百万円増加して23億5百万円となり、その他業務収支は、住宅ローン債権の証券化による譲渡益の計上を主因として前中間連結会計期間比58億47百万円増加して70億66百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	相殺消去額(△)	合計
性類	<del>刘</del> 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	25, 788	489	_	26, 278
[复金理用収入	当中間連結会計期間	23, 894	218	_	24, 113
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	27, 112	906	22	27, 995
プの賃金連用収益	当中間連結会計期間	24, 778	1, 082	20	25, 840
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	1, 323	416	22	1,716
プの貝金調圧負用	当中間連結会計期間	883	863	20	1, 727
役務取引等収支	前中間連結会計期間	1, 858	30	_	1, 888
仅伤取51等収入	当中間連結会計期間	2, 271	33	_	2, 305
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	3, 499	54	_	3, 554
プロ技術取り寺収益	当中間連結会計期間	3, 852	51	_	3, 903
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1, 641	24	_	1,666
プロ技術取り守賃用	当中間連結会計期間	1, 580	17	_	1, 598
その他業務収支	前中間連結会計期間	1, 115	104	_	1, 219
ての他未務収入	当中間連結会計期間	6, 910	155	_	7, 066
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	1, 249	127	_	1, 376
プロでジ他未伤収益	当中間連結会計期間	6, 861	281	_	7, 143
うたみの仏类效弗田	前中間連結会計期間	133	22	_	156
うちその他業務費用	当中間連結会計期間	△48	125	_	77

- (注) 1 国内業務部門は国内店の円建取引、国際業務部門は国内店の外貨建取引であります。 ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。
  - 2 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用を控除して表示しております。
  - 3 相殺消去額は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

#### (2) 国内・国際業務部門別資金運用/調達の状況

資金運用勘定の平均残高は、貸出金の減少を主因に前中間連結会計期間比554億11百万円減少しま した。

資金調達勘定の平均残高は、預金の減少を主因に前中間連結会計期間比581億74百万円減少しました。

#### ① 国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
<b>性</b> 類	<del>划</del> 为	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	2, 377, 399	27, 112	2. 27
貝並應用劑化	当中間連結会計期間	2, 304, 821	24, 778	2. 14
うち貸出金	前中間連結会計期間	1, 800, 130	24, 287	2. 69
プリ真山並	当中間連結会計期間	1, 730, 268	22, 293	2. 56
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	133	0	0. 14
プラ阿田石 岡亜分	当中間連結会計期間	372	0	0. 33
うち有価証券	前中間連結会計期間	457, 156	2, 776	1. 21
プラ石 岡証分	当中間連結会計期間	461, 737	2, 461	1.06
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	79, 928	1	0.00
買入手形	当中間連結会計期間	77, 131	0	0.00
うち預け金	前中間連結会計期間	1, 363	0	0.01
プリ頂が並	当中間連結会計期間	397	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2, 383, 661	1, 323	0. 11
其业例定例化	当中間連結会計期間	2, 309, 837	883	0.07
うち預金	前中間連結会計期間	2, 286, 166	910	0.07
アり原並	当中間連結会計期間	2, 220, 678	715	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	78, 611	19	0.04
プラ酸仮国原並	当中間連結会計期間	52, 572	12	0.04
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	_	_	_
プラグログログログログログログログログログログログログログログログログ	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	10, 151	3	0.05
受入担保金	当中間連結会計期間	27, 265	6	0.04
うち借用金	前中間連結会計期間	11, 272	78	1. 38
ノ 7 旧 川 亚	当中間連結会計期間	12, 117	66	1. 09

<sup>(</sup>注) 1 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

<sup>2</sup> 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

#### ② 国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
1里块	انا <i>ر 1<del>94</del></i>	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	49, 642	906	3. 64
貝亚建用例定	当中間連結会計期間	66, 805	1, 082	3. 23
うち貸出金	前中間連結会計期間	49	0	2. 86
プの真山並	当中間連結会計期間	74	1	4. 67
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	_	_	_
プロ阿田有 脚配分	当中間連結会計期間	_	_	_
うち有価証券	前中間連結会計期間	46, 254	881	3. 79
プロ有価証券	当中間連結会計期間	63, 715	1, 045	3. 27
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	1,060	6	1. 29
買入手形	当中間連結会計期間	1, 147	18	3. 22
うち預け金	前中間連結会計期間	16	0	0.00
プの頂け金	当中間連結会計期間	27	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	51, 127	416	1.62
貝並帆圧倒化	当中間連結会計期間	66, 773	863	2. 58
うち預金	前中間連結会計期間	2, 109	2	0. 24
プの資金	当中間連結会計期間	1, 469	5	0.70
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	_	_	_
プ り 課 仮 注 頂 並	当中間連結会計期間	_	_	_
るた実現失勘学	前中間連結会計期間	993	6	1. 33
うち売現先勘定	当中間連結会計期間	1, 535	23	3. 03
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	13, 277	107	1.61
受入担保金	当中間連結会計期間	29, 027	433	2. 97
うち借用金	前中間連結会計期間	_	_	_
ノり恒州並	当中間連結会計期間	_	_	_

<sup>(</sup>注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、控除して表示しております。

<sup>2</sup> 国際業務部門の国内店外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクスチェンジ取引に適用する方式)により算出しております。

# ③ 合計

der liter	llan.	平	均残高(百万)	円)		利息(百万円)		利回り
種類	期別	小計	相殺 消去額(△)	合計	小計	相殺 消去額(△)	合計	(%)
次入軍甲掛ウ	前中間連結会計期間	2, 427, 042	34, 723	2, 392, 318	28, 018	22	27, 995	2. 33
資金運用勘定	当中間連結会計期間	2, 371, 626	34, 719	2, 336, 907	25, 860	20	25, 840	2. 20
うち貸出金	前中間連結会計期間	1, 800, 179	_	1, 800, 179	24, 287	l	24, 287	2. 69
ノり貝山並	当中間連結会計期間	1, 730, 343		1, 730, 343	22, 295	l	22, 295	2. 56
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	133	_	133	0	1	0	0.14
プラ阿四石 興血分	当中間連結会計期間	372	_	372	0	1	0	0.33
うち有価証券	前中間連結会計期間	503, 411	_	503, 411	3, 657	1	3, 657	1.44
プライ 岡証分	当中間連結会計期間	525, 452	_	525, 452	3, 506		3, 506	1.33
うちコールローン	前中間連結会計期間	80, 989	_	80, 989	7	l	7	0.01
及び買入手形	当中間連結会計期間	78, 278		78, 278	19	l	19	0.04
うち預け金	前中間連結会計期間	1, 379		1, 379	0	l	0	0.01
プリ族の並	当中間連結会計期間	425		425	0	l	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2, 434, 788	34, 723	2, 400, 065	1, 739	22	1,716	0.14
貝亚酮定例儿	当中間連結会計期間	2, 376, 610	34, 719	2, 341, 891	1, 747	20	1,727	0.14
うち預金	前中間連結会計期間	2, 288, 275	_	2, 288, 275	913	_	913	0.07
プラ!放业	当中間連結会計期間	2, 222, 147	_	2, 222, 147	720	_	720	0.06
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	78, 611	_	78, 611	19	_	19	0.04
プラ酸吸出放立	当中間連結会計期間	52, 572	_	52, 572	12	_	12	0.04
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	993	_	993	6	_	6	1. 33
プ <sup>6</sup> フ プログルフロ 内外 C	当中間連結会計期間	1, 535	_	1, 535	23	_	23	3. 03
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	23, 429	_	23, 429	110		110	0. 94
受入担保金	当中間連結会計期間	56, 292	_	56, 292	440	_	440	1. 55
うち借用金	前中間連結会計期間	11, 272	_	11, 272	78		78	1. 38
ノシ旧/正巫	当中間連結会計期間	12, 117	_	12, 117	66	_	66	1. 09

<sup>(</sup>注) 相殺消去額は国内業務部門と国際業務部門の資金貸借の平均残高及び利息であります。

# (3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、前中間連結会計期間比3億49百万円増加して39億3百万円となり、役務取引等 費用は前中間連結会計期間比68百万円減少して、15億98百万円となりました。

TH NO.	#8.04	国内業務部門	国際業務部門	合計
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	3, 499	54	3, 554
仅例以5  专収益	当中間連結会計期間	3, 852	51	3, 903
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	708		708
プの頂並・貝山未伤	当中間連結会計期間	736		736
うち為替業務	前中間連結会計期間	2, 065	45	2, 110
プロ荷貸未伤	当中間連結会計期間	2, 079	42	2, 121
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	21		21
プロ証分関理未務	当中間連結会計期間	63		63
うち代理業務	前中間連結会計期間	598		598
プの代理未物	当中間連結会計期間	873		873
うち保護預り・貸金庫	前中間連結会計期間	57		57
プの体受限サ・貝並座	当中間連結会計期間	52		52
うち保証業務	前中間連結会計期間	49	9	58
プラ体証未初	当中間連結会計期間	46	9	55
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1, 641	24	1, 666
1区1为収71 守賃用	当中間連結会計期間	1, 580	17	1, 598
うち為替業務	前中間連結会計期間	442	24	467
ノワ紂省未伤	当中間連結会計期間	469	17	487

# (4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

# ○ 預金の種類別残高(末残)

種類	#801	国内業務部門	国際業務部門	合計
(生)(年)	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	2, 257, 951	1,858	2, 259, 810
[八金百司]	当中間連結会計期間	2, 173, 814	1, 373	2, 175, 188
うち流動性預金	前中間連結会計期間	921, 439		921, 439
プロ派動性頂金	当中間連結会計期間	984, 542		984, 542
うち定期性預金	前中間連結会計期間	1, 310, 125		1, 310, 125
プロル州上頂並	当中間連結会計期間	1, 157, 281	_	1, 157, 281
うちその他	前中間連結会計期間	26, 386	1,858	28, 245
プラグの他	当中間連結会計期間	31, 990	1, 373	33, 364
譲渡性預金	前中間連結会計期間	70, 049	_	70, 049
· 读(及)生]负亚	当中間連結会計期間	51, 277	_	51, 277
総合計	前中間連結会計期間	2, 328, 001	1,858	2, 329, 860
№0 □ ¤	当中間連結会計期間	2, 225, 092	1, 373	2, 226, 466

<sup>(</sup>注) 1 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

<sup>2</sup> 定期性預金=定期預金+定期積金

# (5) 国内・海外別貸出金残高の状況

# ① 業種別貸出状況(残高·構成比)

	平成16年9月	30日	平成17年9月30日		
業種別	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	
国内店分 (除く特別国際金融取引勘定分)	1, 792, 637	100.00	1, 684, 577	100.00	
製造業	147, 916	8. 25	149, 407	8. 87	
農業	2, 144	0. 12	1, 758	0. 10	
林業	17	0.00	15	0.00	
漁業	31, 117	1. 74	21, 616	1. 28	
鉱業	7, 476	0.42	8, 431	0.50	
建設業	139, 818	7.80	134, 873	8. 01	
電気・ガス・熱供給・水道業	8, 915	0.50	6, 868	0.41	
情報通信業	7, 621	0.42	8, 435	0.51	
運輸業	58, 030	3. 24	53, 390	3. 17	
卸売・小売業	208, 314	11. 62	196, 976	11.69	
金融・保険業	64, 084	3. 57	68, 019	4. 04	
不動産業	191, 105	10.66	168, 673	10.01	
各種サービス業	454, 625	25. 36	416, 263	24. 71	
地方公共団体	72, 518	4. 05	79, 353	4. 71	
その他	398, 937	22. 25	370, 500	21.99	
海外及び特別国際金融取引勘定分	_	_	_	_	
政府等		_	_	_	
金融機関	_	_	_	_	
その他	_	_	_	_	
合計	1, 792, 637	_	1, 684, 577	_	

# ② 外国政府等向け債権残高(国別) 該当ありません。

# (6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

# ○ 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
性類 	<i>判</i> 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	245, 589	_	245, 589
国( <b>)</b>	当中間連結会計期間	291, 237		291, 237
地方債	前中間連結会計期間	59, 081		59, 081
	当中間連結会計期間	37, 013		37, 013
社債	前中間連結会計期間	80, 183		80, 183
↑L·[貝	当中間連結会計期間	67, 472	_	67, 472
株式	前中間連結会計期間	50, 097	_	50, 097
	当中間連結会計期間	39, 770	_	39, 770
この他の証光	前中間連結会計期間	25, 872	50, 415	76, 287
その他の証券	当中間連結会計期間	22, 313	77, 421	99, 734
A =1	前中間連結会計期間	460, 824	50, 415	511, 239
合計	当中間連結会計期間	457, 808	77, 421	535, 229

<sup>(</sup>注) 「その他の証券」には、外国債券を含んでおります。

#### (単体情報)

(参考) 当行の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

#### 1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
業務粗利益	29, 382	33, 448	4, 066
経費(除く臨時処理分)	16, 493	15, 078	$\triangle 1,415$
人件費	8, 370	6, 830	△1, 540
物件費	6, 917	6, 993	76
税金	1, 204	1, 255	51
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	12, 889	18, 369	5, 480
一般貸倒引当金繰入額	△2, 314	686	3,000
業務純益	15, 204	17, 683	2, 479
うち債券関係損益	1,030	1, 761	731
臨時損益	△11, 329	△10, 638	691
株式関係損益	1, 535	4, 518	2, 983
不良債権処理損失	12, 730	15, 045	2, 315
貸出金償却	361	62	△299
個別貸倒引当金純繰入額	11, 628	13, 727	2, 099
投資損失引当金繰入額	_	1, 255	1, 255
その他の債権売却損等	741	_	△741
その他臨時損益	△133	△111	22
経常利益	3, 873	7, 044	3, 171
特別損益	438	△1, 380	△1,818
うち動産不動産処分損益	△1, 446	△166	1, 280
税引前中間純利益	4, 311	5, 663	1, 352
法人税、住民税及び事業税	29	26	△3
法人税等調整額	1, 264	1, 446	182
中間純利益	3, 018	4, 189	1, 171

- (注) 1 業務粗利益=(資金運用収支+金銭の信託運用見合費用)+役務取引等収支+その他業務収支
  - 2 業務純益=業務粗利益-経費(除く臨時処理分)-一般貸倒引当金繰入額
  - 3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が 臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
  - 4 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託 運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
  - 5 債券関係損益=国債等債券売却益+国債等債券償還益-国債等債券売却損-国債等債券償還損-国債等債券償却
  - 6 株式関係損益=株式等売却益-株式等売却損-株式等償却

#### 2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B)-(A)
(1) 資金運用利回 (	2. 27	2. 13	△0. 14
(イ)貸出金利回	2. 69	2. 56	△0. 13
(口)有価証券利回	1.21	1.04	△0. 17
(2) 資金調達原価 (2)	1.48	1. 37	△0.11
(イ)預金等利回	0.07	0.06	△0.01
(ロ)外部負債利回	1. 38	1.08	△0.30
(3) 総資金利鞘 ①-(	0.79	0.76	△0.03

<sup>(</sup>注) 1 「国内業務部門」とは国内店の円建取引であります。

# 3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%)(A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B)-(A)
業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前)	23. 78	41. 90	18. 12
業務純益ベース	28. 05	40. 33	12. 28
中間純利益ベース	5. 56	9. 55	3. 99

#### 4 預金・貸出金の状況(単体)

#### (1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
預金(末残)	2, 260, 118	2, 176, 815	△83, 303
預金(平残)	2, 288, 656	2, 222, 455	△66, 201
貸出金(末残)	1, 795, 079	1, 655, 681	△139, 398
貸出金(平残)	1, 802, 331	1, 731, 848	△70, 483

# (2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
個人	1, 579, 865	1, 526, 630	△53, 235
法人	678, 394	648, 811	△29, 583
合計	2, 258, 259	2, 175, 441	△82, 818

<sup>(</sup>注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

<sup>2 「</sup>外部負債」=コールマネー+売渡手形+借用金

#### (3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (百万円) (B)-(A)
消費者ローン残高	339, 182	264, 655	△74, 527
うち住宅ローン残高	277, 164	210, 741	△66, 423
うちその他ローン残高	62, 018	53, 914	△8, 104

<sup>(</sup>注) 住宅ローン債権については、17年度中間期において、805億27百万円の証券化を実施しております。

#### (4) 中小企業等貸出金

			前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減 (B)-(A)
中小企業等貸出金残高	1	百万円	1, 593, 271	1, 432, 486	△160, 785
総貸出金残高	2	百万円	1, 795, 079	1, 655, 681	△139, 398
中小企業等貸出金比率	1)/2	%	88. 75	86. 51	△2. 24
中小企業等貸出先件数	3	件	74, 708	64, 509	△10, 199
総貸出先件数	4	件	74, 923	64, 717	△10, 206
中小企業等貸出先件数 比率	3/4	%	99. 71	99. 67	△0.04

<sup>(</sup>注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

#### 5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

#### ○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会	会計期間	当中間会計期間		
<b>作</b>	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)	
信用状	74	915	74	853	
保証	2, 530	33, 278	2, 212	28, 798	
計	2, 604	34, 193	2, 286	29, 652	

#### (自己資本比率の状況)

#### (参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用しております。

#### 連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成16年9月30日	平成17年9月30日	
	次日		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		20, 915	22, 713
	うち非累積的永久優先株		_	
	新株式払込金		_	
	資本剰余金		37, 511	19, 942
	利益剰余金		16, 186	17, 329
	連結子会社の少数株主持分		17	5, 018
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		_	
	その他有価証券の評価差損(△)		_	
基本的項目	自己株式払込金		_	
	自己株式(△)		_	
	為替換算調整勘定		_	
	営業権相当額(△)		_	
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)		_	
	連結調整勘定相当額(△)		30	23
	計	(A)	74, 601	64, 980
	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券 (注1)		_	_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 の45%相当額		18, 548	17, 611
	一般貸倒引当金		22, 422	31, 154
18.1.11.07.	負債性資本調達手段等		3, 400	11, 500
補完的項目	うち永久劣後債務(注2)		_	_
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		3, 400	11, 500
	計		44, 370	60, 265
	うち自己資本への算入額	(B)	31, 704	38, 352
控除項目	控除項目(注4)	(C)	202	202
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	106, 103	103, 130
11 - 2 - 2	資産(オン・バランス)項目		1, 528, 175	1, 430, 837
リスク・ アセット等	オフ・バランス取引項目		32, 811	47, 859
	計	(E)	1, 560, 986	1, 478, 696
	: 比率(国内基準) = D/E×100(%)		6. 79	6.97

- (注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
  - 2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります
    - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
    - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
    - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
    - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
  - 3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
  - 4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

#### 単体自己資本比率(国内基準)

項目			平成16年9月30日	平成17年9月30日
	<b>坝</b> 日		金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		20, 915	22, 713
	うち非累積的永久優先株			
	新株式払込金			
	資本準備金		37, 511	10, 542
	その他資本剰余金			9, 400
	利益準備金		12, 195	12, 195
	任意積立金			
	中間未処分利益		3, 799	5, 056
基本的項目	その他		_	_
	その他有価証券の評価差損(△)		_	_
	自己株式払込金		_	_
	自己株式(△)		_	_
	営業権相当額(△)		_	_
	企業結合により計上される無形固定資産相当額 (△)		_	_
	計	(A)	74, 422	59, 908
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		_	_
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		18, 548	17, 611
	一般貸倒引当金		22, 434	31, 165
15.44	負債性資本調達手段等		3, 400	11, 500
補完的項目	うち永久劣後債務(注2)		_	_
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)		3, 400	11, 500
	計		44, 382	60, 276
	うち自己資本への算入額	(B)	31, 704	38, 337
控除項目	控除項目(注4)	(C)	202	202
自己資本額	(A) + (B) - (C)	(D)	105, 923	98, 043
	資産(オン・バランス)項目		1, 528, 140	1, 428, 406
リスク・ アセット等	オフ・バランス取引項目		32, 811	47, 859
	計	(E)	1, 560, 952	1, 476, 266
単体自己資本	比率(国内基準)=D/E×100(%)		6. 78	6. 64

- (注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
  - 2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
    - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
    - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
    - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
    - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
  - 3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
  - 4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

#### (資産の査定)

#### (参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものについて債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

#### 1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立 て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

#### 2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、 契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

#### 3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

#### 4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

#### 資産の査定の額

債権の区分	平成16年9月30日	平成17年9月30日	
惧惟の区分	金額(億円)	金額(億円)	
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	383	223	
危険債権	1, 037	725	
要管理債権	596	616	
正常債権	16, 294	15, 305	

#### 2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので 記載しておりません。

#### 3 【対処すべき課題】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び連結子会社)が対処すべき課題について、 重要な変更はありません。

#### 4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

#### 5 【研究開発活動】

該当ありません。

# 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間に売却した主要な設備は次のとおりであります。

#### 銀行業

	会社名 店舗名 所在地	所在地 設備の内容		14 記供の内容		也	建物 動産 合計			従業 員数
	K T	その他		政権の四谷	面積(m²)		帳簿価額(百万円)			(人)
		旧・旭町支店	長崎県長崎市	店舗跡地	777. 67	140	1		140	_
当行	-	旧・長崎中央支店	長崎県長崎市	駐車場	488. 79	212		-	212	_
<u> </u>	_	旧・三萩野支店	福岡県北九州市	店舗跡地	630. 09	138	_	_	138	_
	_	ひまわり独身寮	福岡県福岡市	寮	1, 236. 55	134	15	-	150	_
	_	旧・戸畑中央支店	福岡県北九州市	店舗	738. 32	98	6	_	104	_

# 2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

# 第4 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

- (1) 【株式の総数等】
  - ① 【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	1, 100, 000, 000
第一回優先株式	100, 000, 000
計	1, 200, 000, 000

(注) 「普通株式につき消却が行われた場合または優先株式につき消却もしくは普通株式への転換が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。

#### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成17年12月26日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	335, 671, 954	同左	_	完全議決権株式 であり、権利内 容に何ら限定の ない当行におけ る標準となる株 式
第一回優先株式	30, 000, 000	同左	_	(注)
計	365, 671, 954	同左	_	_

- (注) 第一回優先株式の内容は次のとおりであります。
  - 1 優先配当金

当行は、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、優先配当金を支払うものとし、その内容は以下のとおりとする。

- (1) 本優先株式
  - 1株につき12円50銭とする。
- (2) 非累積条項

ある営業年度において、本優先株主に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に達しないとき は、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

(3) 非参加条項

本優先株主に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

- 2 優先中間配当金
  - 優先中間配当金を支払う場合には、1株につき6円25銭とする。
- 3 残余財産の分配

当行は残余財産を分配する時は本優先株主に対し普通株主に先立ち本優先株式1株につき1,000円を支払う。本優先株主に対しては、上記1,000円のほか残余財産の分配は行わない。

4 優先順位

本優先株式の優先配当金、優先中間配当金及び残余財産の分配順位は、当行が発行するすべての優先株式と同順位とする。

5 消却

当行は、株主に配当すべき利益をもって優先株式を買い入れることができ、また買い入れた優先株式を 消却することができる。

#### 6 議決権

本優先株主は、法令および定款に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。なお、定款で次のように定めている。

優先株主は、(1)優先配当金を受ける旨の利益処分に関する議案が定時株主総会に提出されない場合は、当該定時株主総会から、(2)優先配当金を受ける旨の利益処分に関する議案が当銀行の定時株主総会において否決された場合は、当該定時株主総会の終結の時から、優先配当を受ける旨の利益処分に関する議案を承認する決議がなされた当銀行の定時株主総会の終結の時まで、当銀行の株主総会において議決権を有する。

7 併合または分割・新株引受権等

当行は、法令に別段の定めある場合を除き、本優先株式について、株式の併合または分割を行わない。 本優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権を与えない。

8 普通株式への転換

本優先株主は、下記の転換の条件で当行の普通株式への転換を請求することができる。

(1) 転換を請求し得べき期間

平成18年3月1日から平成24年3月31日までとする。

- (2) 転換の条件
  - ① 当初転換価額

当初転換価額は、当行の完全親会社である株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の平成18年3月1日の時価とする。ただし、当該時価が278円70銭を下回る場合は、当初転換価額は278円70銭(以下「下限転換価額」という)とする。「平成18年3月1日の時価」とは、平成18年3月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、下記③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は③に準じて調整される。

② 転換価額の修正

転換価額は、平成18年3月1日以降平成24年2月1日までの毎年2月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という)に、株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の当該転換価額修正日現在の時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。「転換価額修正日現在の時価」とは、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、下記③に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は③に準じて調整される。

③ 転換価額の調整

A 本優先株式発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、転換価額(下限転換価額を含む)を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が133円33銭を下回る場合には、133円33銭をもって調整後転換価額とする。

 調整後 転換価額 = 転換価額
 既発行の 普通株式数 + 新規発行または × の払込金額

 野院の大会額

 時価

 既発行の + 新規発行または 普通株式数 + 移転する普通株式数

- ※ 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨 五入する。
- ※ 当行が自己株式を保有している場合には保有する自己株式数を転換価額調整式の既発行の普通株式数から控除する。
- a 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または移転する場合 調整後の転換価額は、払込期日の翌日または受渡期日以降、また募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。発行または移転される普通株式に当行の有する当行の普通株式が含まれる場合には、転換価額調整式における新規発行の普通株式数に当該株式数を含むものとする。
- b 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書きの場合において、株式の分割のための株主割当日の翌日から当該配当可

能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換をなしたものに対しては、次の 算出方法により、当行の普通株式を発行する。

> (調整前転換価額-調整後転換価額)× 調整前転換価額をもって転換により 当該期間内に発行された株式数

株式数=-

#### 調整後転換価額

この場合に 1 株未満の端数を生じたときは、その端数に前記の調整後転換価額を乗じて得た金額を支払う。ただし、円位未満の金額はこれを 1 円に切上げる。

- c 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額により当行の普通株式が発行または移転されることとなる転換の請求ができる証券または転換価額調整式に使用する時価を下回る価額により当行の普通株式が発行または移転されることとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合調整後の転換価額は、その証券の発行日に、または募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換またはすべての転換の請求がなされもしくは新株予約権が行使され、当行の普通株式が発行または移転されたものとみなし、その発行日の翌日以降またはその割当日の翌日以降これを適用する。
- d 当行の普通株式が発行または移転されることとなる転換の請求ができる証券または当行の普通株式が発行または移転されることとなる新株予約権を行使できる証券であって、転換価額または新株予約権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という)の時価を基準として決定されるものとされている証券を発行した場合において、決定された転換価額または新株予約権の行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合調整後の転換価額は、当該価額決定日に残存する証券の全額が転換またはすべての転換の請求がなされもしくは新株予約権が行使され、当行の普通株式が発行または移転されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- B 上記③Aに掲げる場合のほか、合併、会社の分割、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額(下限転換価額を含む)の調整を必要とする場合には、当行取締役会が合理的に適当と判断する転換価額に調整される。
- C 株式会社九州親和ホールディングスにおいて、上記③AまたはBに記載する事項に相当する事由 が発生した場合には、当行取締役会が合理的に適当と判断する転換価額に調整される。
- D 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日(ただし、上記③A b ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記③AまたはBに定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は上記③AまたはBに準じて調整される。
- E 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその株主割当日の、また、株主割当日がない場合は調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式数(自己株式数を除く)とする。
- F 転換価額調整式に使用する1株当たりの払込金額とは、(A)上記③Aaの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または移転する場合には、当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額)、(B)上記③Abの株式分割により普通株式を発行する場合は0円、(C)上記③Acの時価を下回る価額をもって普通株式を発行または移転することとなる転換の請求ができる証券または上記③Acの時価を下回る価額をもって普通株式を発行または移転することとなる新株予約権を行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額または新株予約権の行使価額をそれぞれいうものとする。なお、新株予約権が有償で発行された場合は、当該新株予約権がすべて行使され、当行の普通株式が発行または移転されたものとみなし、1株当たりの新株予約権の対価(円位未満小数第2位を四捨五入)を前述(C)および(D)の行使価額に加算するものとする。
- ④ 転換により発行すべき普通株式数

本要項に従って発行される優先株式(以下「本優先株式」という)の転換により発行すべき当行の普通株式数は、次のとおりとする。

1,000円× 本優先株主が転換を請求した 普通株式数= 本優先株式の数 転換価額

転換により発行すべき普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、これを切捨てる。

#### (3) 普通株式への一斉転換

平成24年3月31日までに転換請求のなかった本優先株式については、平成24年4月1日(以下「一斉転換日」という)の到来により、1,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における株式会社九州親和ホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式に一斉転換する。ただし、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場

合、当該平均値が278円70銭を下回るときは、1,000円を278円70銭で除して得られる数の普通株式となる。

また、合併等により転換価額の調整を必要とする場合および株式会社九州親和ホールディングスにおいて調整事由が生じた場合等には、取締役会が合理的に適当と判断する価額に変更される。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

#### 9 期中転換または一斉転換があった場合の取扱

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から12月31日までになされたときは4月1日に、翌年1月1日から3月31日までになされたときは1月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

#### (3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成17年6月28日 (注1)	_	336, 671	_	20, 915, 505	△19, 367, 337	18, 144, 352
平成17年8月2日 (注2)		336, 671	_	20, 915, 505	△9, 400, 000	8, 744, 352
平成17年9月27日 (注3)	29, 000	365, 671	1, 798, 000	22, 713, 505	1, 798, 000	10, 542, 352

- (注) 1 商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、欠損てん補したものであります。
  - 2 商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、資本準備金を取崩し、その他資本剰余金に振り替えたものであります。
  - 3 有償 株主割当増資 29,000千株 発行価格 124円 資本組入額 62円

#### (4) 【大株主の状況】

平成17年9月30日現在

			1/9011 1 0 / 1 0 0 日 20 日
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社九州親和ホールディン グス	長崎県佐世保市島瀬町10番12号	365, 671	100.00
計	_	365, 671	100.00

### (5) 【議決権の状況】

#### ① 【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第一回優先株式 30,000,000	30,000	(注)
議決権制限株式(自己株式等)			_
議決権制限株式(その他)	_	_	_
完全議決権株式(自己株式等)	_	_	_
完全議決権株式(その他)	普通株式 335,671,000	335, 671	権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 954	_	同上
発行済株式総数	365, 671, 954		_
総株主の議決権	_	365, 671	_

(注) 本優先株主は、平成17年6月28日の当行第106期定時株主総会において、優先配当金を受ける旨の議案が提出されなかったことから、優先配当金を受ける旨の株主総会の決議があるまで議決権を有しております。

#### ② 【自己株式等】

該当ありません。

#### 2 【株価の推移】

当行の株式は、証券取引所に上場されておりません。

#### 3 【役員の状況】

#### (1) 新任役員

役名	職名	氏名	生年月日	略歷		所有株式数	就任
仅名	1000円	氏名 -	生年月日			(千株)	年月日
				昭和40年4月	福岡地方検察庁検事		
				昭和59年4月	日弁連理事		T +17/T
取締役	_	木上勝征	昭和13年11月12日生 平成3年4月 福岡県弁護士会会長		福岡県弁護士会会長	_	平成17年 9月20日
				平成4年4月	日弁連副会長、九弁連理事長		9月20日
				平成17年9月	当行取締役 (現職)		

- (注)取締役木上勝征氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
- (2) 退任役員該当ありません。
- (3) 役職の異動該当ありません。

# 第5 【経理の状況】

1 当行の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資 産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に 準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

2 当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大 蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負 債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠して おります。

なお、前中間会計期間(平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び当中間会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、中央青山監査法人の監査証明を受けております。

# 1 【中間連結財務諸表等】

# (1) 【中間連結財務諸表】

# ① 【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末(平成17年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	<b>%</b> 8	89, 567	3. 51	80, 448	3. 19	139, 994	5. 48
コールローン及び買入手形		60, 722	2. 38	146, 000	5. 80	484	0.02
買入金銭債権		44	0.00	40	0.00	46	0.00
商品有価証券		49	0.00	149	0.01	547	0.02
金銭の信託	<b>※</b> 6	2, 985	0. 12	5, 549	0. 22	3, 000	0. 12
有価証券	<b>※</b> 1, 8	511, 239	20. 01	535, 229	21. 25	513, 252	20. 08
貸出金	<b>※</b> 2, 3 4, 5, 6 7, 9	1, 792, 637	70. 18	1, 684, 577	66. 90	1, 826, 517	71. 44
外国為替	<b>※</b> 7	2, 416	0. 10	1, 960	0.08	3, 108	0. 12
その他資産		12, 854	0.50	12, 620	0.50	11, 864	0.46
動産不動産	<b>※</b> 8 10, 11 12	73, 402	2.87	68, 014	2.70	71, 863	2.81
繰延税金資産		40, 946	1.60	38, 635	1. 53	39, 567	1. 55
連結調整勘定		30	0.00	23	0.00	26	0.00
支払承諾見返		34, 193	1. 34	29, 652	1. 18	30, 626	1. 20
貸倒引当金		△66, 614	△2. 61	△84, 746	△3.36	△84, 271	△3.30
投資損失引当金		△52	△0.00	_	_	_	
資産の部合計		2, 554, 423	100.00	2, 518, 157	100.00	2, 556, 630	100.00

		前中間連結会計期間末		当中間連結会計		前連結会計年 連結貸借対所 (平成17年3月	照表
区分	注記番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金		2, 259, 810	88. 47	2, 175, 188	86. 38	2, 302, 989	90. 08
譲渡性預金		70, 049	2. 74	51, 277	2.04	42, 959	1. 68
売現先勘定	<b>%</b> 8	1, 039	0.04	1, 190	0.05	1, 492	0.06
債券貸借取引受入担保金	<b>%</b> 8	31, 084	1. 22	108, 582	4. 31	43, 137	1. 69
借用金	<b>※</b> 13	11, 829	0.46	15, 214	0.60	12, 430	0.49
外国為替		28	0.00	68	0.00	65	0.00
社債	<b>※</b> 14	_		5, 000	0. 20	_	
その他負債		7, 989	0.31	7, 426	0. 29	8, 836	0. 34
賞与引当金		941	0.04	467	0.02	915	0.03
退職給付引当金		11, 803	0.46	12, 000	0.48	12, 181	0.48
再評価に係る繰延税金負債	<b>※</b> 10	16, 667	0.65	16, 614	0.66	16, 410	0. 64
支払承諾		34, 193	1. 34	29, 652	1. 18	30, 626	1. 20
負債の部合計		2, 445, 438	95. 73	2, 422, 684	96. 21	2, 472, 045	96. 69
(少数株主持分)							
少数株主持分		17	0.00	5, 018	0. 20	17	0.00
(資本の部)							
資本金		20, 915	0.82	22, 713	0. 90	20, 915	0.82
資本剰余金		37, 511	1. 47	19, 942	0. 79	37, 511	1. 47
利益剰余金		16, 186	0. 63	17, 329	0. 69	△7, 109	△0. 28
土地再評価差額金	<b>※</b> 10	24, 550	0.96	22, 520	0.89	24, 180	0. 95
その他有価証券評価差額金		9, 803	0.39	7, 947	0.32	9, 069	0. 35
資本の部合計		108, 967	4. 27	90, 454	3. 59	84, 567	3. 31
負債、少数株主持分 及び資本の部合計		2, 554, 423	100.00	2, 518, 157	100.00	2, 556, 630	100.00

# ② 【中間連結損益計算書】

		前中間連結会	4月1日	当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成16年4月1	
	注記	至 平成16年	9月30日) 百分比	至 平成17年 金額	9月30日) 百分比	至 平成17年 金額	3月31日) 百分比
区分	番号	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)
経常収益		35, 640	100.00	42, 079	100.00	73, 894	100.00
資金運用収益		27, 995		25, 840		54, 950	
(うち貸出金利息)		(24, 287)		(22, 295)		(47, 814)	
(うち有価証券利息配当金)		(3, 657)		(3, 507)		(7, 078)	
役務取引等収益		3, 554		3, 903		7, 068	
その他業務収益		1, 376		7, 143		6, 832	
その他経常収益		2, 713		5, 192		5, 044	
経常費用		31, 740	89.06	34, 947	83. 05	91, 855	124. 31
資金調達費用		1,718		1, 728		3, 479	
(うち預金利息)		(913)		(720)		(1, 767)	
役務取引等費用		1,666		1, 598		3, 329	
その他業務費用		156		77		154	
営業経費		16, 924		15, 387		34, 079	
その他経常費用	<b>※</b> 1	11, 275		16, 155		50, 812	
経常利益(△は経常損失)		3, 899	10.94	7, 132	16. 95	△17, 961	△24. 31
特別利益		2, 227	6. 25	1,036	2.46	3, 403	4. 61
特別損失	<b>※</b> 2, 3	1, 930	5. 42	2, 429	5. 78	3, 075	4. 16
税金等調整前中間純利益 (△は税金等調整前当期純損失)		4, 196	11.77	5, 738	13.63	△17, 633	△23. 86
法人税、住民税及び事業税		33	0.09	85	0.20	225	0.31
法人税等調整額		1, 263	3. 55	1, 448	3. 44	2, 910	3. 94
少数株主利益		0	0.00	0	0.00	0	0.00
中間純利益 (△は当期純損失)		2, 899	8. 13	4, 204	9. 99	△20, 769	△28. 11

# ③ 【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結剰余金計算書
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
区分	注記 番号	金額 (百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		62, 383	37, 511	62, 383
資本剰余金増加高		_	1,798	_
増資による新株の発行		_	1,798	_
資本剰余金減少高		24, 871	19, 367	24, 871
欠損てん補のための 資本準備金取崩額		24, 871	19, 367	24, 871
資本剰余金中間期末(期末)残高		37, 511	19, 942	37, 511
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		$\triangle$ 12, 341	△7, 109	△12, 341
利益剰余金増加高		28, 552	24, 438	26, 026
中間純利益		2, 899	4, 204	_
資本剰余金取崩による増加高		24, 871	19, 367	24, 871
土地再評価差額金取崩額		781	866	1, 154
利益剰余金減少高		24	_	20, 794
当期純損失		_	_	20, 769
連結子会社等の除外に伴う 剰余金減少高		24	_	24
利益剰余金中間期末(期末)残高		16, 186	17, 329	△7, 109

# ④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前	中間連結会計期間	当	中間連結会計期間		道結会計年度の 連結キャッシュ・
		(自 至	平成16年4月1日 平成16年9月30日)	(自 至	平成17年4月1日 平成17年9月30日)	(自 至	フロー計算書 平成16年4月1日 平成17年3月31日)
区分	注記 番号		金額 (百万円)		金額 (百万円)		金額 (百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー							
税金等調整前中間純利益 (△は税金等調整前当期 純損失)			4, 196		5, 738		$\triangle$ 17, 633
減価償却費			1, 133		1, 133		2, 332
減損損失			_		2, 233		_
連結調整勘定償却額			3		3		6
持分法による投資損益(△)			12		38		121
貸倒引当金の増加額・ 減少額(△)			△9, 375		475		8, 278
投資損失引当金の減少額(△)			△527		_		△580
賞与引当金の減少額(△)			$\triangle 56$		△448		△55
退職給付引当金の増加額・ 減少額(△)			451		△180		849
資金運用収益			$\triangle 27,995$		△25, 840		$\triangle 54,950$
資金調達費用			1,718		1,728		3, 479
有価証券関係損益(△)			$\triangle 2,837$		△6, 313		△6, 025
金銭の信託の運用損益(△)			13		△114		△10
為替差損益(△)			△16		$\triangle 1,703$		$\triangle 9$
動産不動産処分損益(△)			1, 485		173		2, 257
貸出金の純増(△)減			105, 213		141, 940		72, 561
預金の純増減(△)			△71, 289		△127, 800		$\triangle 28,273$
譲渡性預金の純増減(△)			23, 759		8, 318		△3, 331
借用金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減(△)			△68		783		932
預け金(日銀預け金を除く) の純増(△)減			248		300		△165
コールローン等の純増(△)減			△59, 864		$\triangle 145,510$		372
コールマネー等の純増減(△)			28		△301		481
債券貸借取引受入担保金の 純増減(△)			1, 259		65, 445		13, 312
外国為替(資産)の純増(△)減			356		1, 147		△335
外国為替(負債)の純増減(△)			19		3		56
資金運用による収入			27, 907		25, 912		55, 034
資金調達による支出			$\triangle 1,537$		△3, 452		△2, 870
その他			506		△200		262
小計			△5, 255		△56 <b>,</b> 490		46, 098
法人税等の還付額			673		119		673
法人税等の支払額			△17		△129		△339
営業活動による キャッシュ・フロー			△4, 599		△56, 500		46, 431

				中間連結会計期間		中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書
			自至	平成16年4月1日 平成16年9月30日)	(自至	平成17年4月1日 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	区分	注記 番号		金額 (百万円)		金額 (百万円)	金額 (百万円)
П	投資活動による キャッシュ・フロー						
	有価証券の取得による支出			△65, 114		△138, 731	△139, 291
	有価証券の売却による収入			39, 353		89, 691	83, 504
	有価証券の償還による収入			25, 816		32, 817	55, 522
	金銭の信託の増加による支出			_		△2, 434	_
	動産不動産の取得による支出			△766		△565	△1,585
	動産不動産の売却による収入			756		1,050	1, 283
	子会社株式取得による支出			$\triangle 33$		_	△33
	連結範囲の変動を伴う子会社 株式の売却による収入			450		_	450
	投資活動による キャッシュ・フロー			462		△18, 172	△148
Ш	財務活動による キャッシュ・フロー						
	劣後特約付借入による収入			_		2, 500	_
	劣後特約付借入金の返済に よる支出			_		△500	△400
	劣後特約付社債の発行による 収入			_		4, 829	_
	株式の発行による収入			_		3, 581	_
	配当金支払額			$\triangle 0$		$\triangle 0$	△0
	少数株主からの払込による収 入			_		5,000	_
	財務活動による キャッシュ・フロー			△0		15, 410	△400
IV	現金及び現金同等物に係る 換算差額			16		16	9
V	現金及び現金同等物の 増加額・減少額(△)			△4, 120		△59, 245	45, 893
VI	現金及び現金同等物の 期首残高			93, 051		138, 944	93, 051
VII	現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高			88, 931		79, 699	138, 944

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	9年间建福云司朔间 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 連結の範囲に関する事	(1) 連結子会社 5社	(1) 連結子会社 6社	(1) 連結子会社 5社
項	会社名	会社名	連結子会社名は、「第1
	親和ビジネスサービス株式会	親和ビジネスサービス株式会	企業の概況 4 関係会社の
	社	社	状況」に記載しているため省
	しんわ不動産サービス株式会	しんわ不動産サービス株式会	略しました。
	社	社	前連結会計年度において連結
	株式会社親和経済文化研究所	株式会社親和経済文化研究所	子会社であったしんわシステム
	親和リース株式会社	親和リース株式会社	サービス株式会社は、当行グル
	しんわベンチャーキャピタル	しんわベンチャーキャピタル	ープ外に株式を譲渡したため、
	株式会社	株式会社	連結子会社でなくなりました。
	前連結会計年度において連結	親和コーポレート・パートナ	また、前連結会計年度におい
	子会社であったしんわシステム	ーズ株式会社	て連結子会社であった九州ユニ
	サービス株式会社は、当行グル	企業再生支援等への取組み強	オンクレジット株式会社は、持
	ープ外に株式を譲渡したため、	化策として、平成17年5月13日	分法適用の関連会社である西九
	連結子会社でなくなりました。	付けで親和分割準備株式会社を	州保証サービス株式会社に株式
	また、前連結会計年度において	設立いたしました。なお、平成	を譲渡したため、連結子会社か
	連結子会社であった九州ユニオ	17年9月27日付けで会社分割を	ら持分法適用の関連会社となり
	ンクレジット株式会社は、持分	実施し、併せて社名を親和コー	ました。
	法適用の関連会社である西九州	ポレート・パートナーズ株式会	なお、大成ファイナンス株式
	保証サービス株式会社に株式を	社に変更し、当中間連結会計期	会社は、平成16年7月1日付け
	譲渡したため、連結子会社から	間から連結子会社としておりま	で社名を親和リース株式会社に
	持分法適用の関連会社となりま	す。	変更しております。
	した。		
	なお、大成ファイナンス株式		
	会社は、平成16年7月1日付け		
	で社名を親和リース株式会社に		
	変更しております。	(a) 1/2 / 1/	(a) 11/2 (c) 1
	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社
2 持分法の適用に関する	該当ありません。	同左	同左
事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左	(1) 持分法適用の非連結子会社 同左
尹快	(2) 持分法適用の関連会社 2社	同左 (2) 持分法適用の関連会社 2社	回左 (2) 持分法適用の関連会社 2社
	会社名	会社名	会社名
	西九州保証サービス株式会社	西九州保証サービス株式会社	西九州保証サービス株式会社
	九州ユニオンクレジット株式	九州ユニオンクレジット株式	九州ユニオンクレジット株式
	会社	会社	会社
	前連結会計年度において持分		前連結会計年度において持分
	法適用の関連会社であったしん		法適用の関連会社であったしん
	わディーシーカード株式会社		わディーシーカード株式会社
	は、親会社である株式会社九州		は、親会社である株式会社九州
	親和ホールディングスの連結子		親和ホールディングスの連結子
	会社となったため、持分法適用		会社となったため、持分法適用
	の関連会社から除外しておりま		の関連会社から除外しておりま
	す。		す。
	(3) 持分法非適用の非連結子会社	(3) 持分法非適用の非連結子会社	(3) 持分法非適用の非連結子会社
	該当ありません。	同左	同左
	(4) 持分法非適用の関連会社	(4) 持分法非適用の関連会社	(4) 持分法非適用の関連会社
	該当ありません。	同左	同左

	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決	連結子会社の中間決算日と中間	同左	連結子会社の事業年度末日と連
算日等に関する事項	連結決算日は一致しております。	1º d'enha	結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関する 事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 商品有価証券の評価基準及び 評価方法
	商品有価証券の評価は、時価 法(売却原価は主として移動平 均法により算定)により行って おります。	同左	同左
	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 (イ)有価証券の評価は、関連会 社株式については、移動平均 法による原価法、その他のに ついては、中間連結決算価の 市場価格等に基づく時価と (売却原価は主として移動平均法により算定)、時価の平均法により算定)、時価の本 いものについては、移動平原 法による原価法又は償却原価 法により行っております。 なお、その他有価証券の評 価差額については、全部資本 直入法により処理しております。	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 (イ) 同左	(2) 有価証券の評価基準及び評価 方法 (イ)有価証券の評価は、関連会 社株式については移動平均法 による原価法、その他有価証 券のうち時価のあるものにつ いては、連結決算日の市場価 格等に基づく時価法(売却原 価は移動平均法により第 定)、時価のないものについては、移動平均法による原価 法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本 直入法により処理しております。
	(ロ)有価証券運用を主目的とす る単独運用の金銭の信託にお いて信託財産として運用され ている有価証券の評価は、時 価法により行っております。	(口) 同左	(口) 同左
	(3) デリバティブ取引の評価基準	(3) デリバティブ取引の評価基準	(3) デリバティブ取引の評価基準
	及び評価方法	及び評価方法	及び評価方法
	デリバティブ取引の評価は、	同左	同左
	時価法により行っております。		
	(4) 減価償却の方法	(4) 減価償却の方法	(4) 減価償却の方法
	① 動産不動産	① 動産不動産	① 動産不動産
	当行の動産不動産は、定率 法(ただし、平成10年4月1 日以後に取得した建物(建物	同左	当行の動産不動産は、定率 法(ただし、平成10年4月1 日以後に取得した建物(建物
	附属設備を除く。)について は定額法)を採用し、年間減		附属設備を除く。)について は定額法)を採用しておりま
	価償却費見積額を期間により 按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次の		す。 なお、主な耐用年数は次の とおりであります。
	とおりであります。 建物:3年~50年 動産:3年~20年 連結子会社の動産不動産に ついては、定率法を採用し、		建物:3年~50年 動産:3年~20年 連結子会社の動産不動産に ついては、定率法を採用し、 税法基準の償却率により償却
	税法基準の償却率により償却 しております。		しております。

**************************************	
前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 (自 平成17年4月1日 (自 平成16年4月 至 平成16年9月30日) 至 平成17年9月30日) 至 平成17年3月3	1 日
② ソフトウェア ② ソフトウェア ② ソフトウェア	л н /
自社利用のソフトウェアに同左同左	
ついては、当行及び連結子会	
社で定める利用可能期間(主	
として5年)に基づく定額法	
により償却しております。	
(5) 繰延資産の処理方法	
新株発行費及び社債発行費は	
資産として計上し、3年間の均	
等償却を行っております。	
(5) 貸倒引当金の計上基準 (6) 貸倒引当金の計上基準 (5) 貸倒引当金の計上基	
当行の貸倒引当金は、予め定 当行及び主要な連結子会社の 当行の貸倒引当金は	
めている償却・引当基準に則 貸倒引当金は、予め定めている めている償却・引当	
り、次のとおり計上しておりま 償却・引当基準に則り、次のと り、次のとおり計上し	ておりま
す。おり計上しております。す。	11 > 67 > 1
破産、特別清算等法的に経営 破産、特別清算等法的に経営 破産、特別清算等法	
破綻の事実が発生している債務 破綻の事実が発生している債務 破綻の事実が発生して	
者(以下「破綻先」という。)に 者(以下「破綻先」という。)に 者(以下「破綻先」という。)に 者(以下「破綻先」という。)に 者(以下「破綻先」という。)に 者(以下「破綻先」という。)に	
係る債権及びそれと同等の状況 係る債権及びそれと同等の状況 係る債権及びそれと同	
にある債務者(以下「実質破綻」にある債務者(以下「実質破綻」にある債務者(以下「	
先」という。)に係る債権につ 先」という。)に係る債権につ 先」という。)に係る	
いては、以下のなお書きに記載しいては、以下のなお書きに記載しいては、以下のなお書きに記載したしている事故が知识したしている事故が知识したしている事故が知识したしている事故が知识	
されている直接減額後の帳簿価 されている直接減額後の帳簿価 されている直接減額後	
類から、担保の処分可能見込額 額から、担保の処分可能見込額 類から、担保の処分可 及び保証による回収可能見込額 及び保証による回収可能見込額 及び保証による回収可	
及び休証による回収 引 に 兄 と	
おります。また、現在は経営破しおります。また、現在は経営破しおります。また、現在は経営破しおります。また、現在は経営破しおります。また、現在は経営破しおります。また、現在は経営破しおります。また、現在は経営破しおります。また、現在は経営破しおります。また、現在は経営破した。	
に	
に陥る可能性が大きいと認め	
られる債務者に係る債権につい られる債務者に係る債権につい られる債務者に係る債権につい	
ては、債権額から、担保の処分しては、債権額から、担保の処分しては、債権額から、担	
可能見込額及び保証による回収 可能見込額及び保証による回収 可能見込額及び保証に	
可能見込額を控除し、その残額 可能見込額を控除し、その残額 可能見込額を控除し、	
のうち、債務者の支払能力を総のうち、債務者の支払能力を総のうち、債務者の支払能力を総のうち、債務者の支払能力を総のうち、債務者の支払能力を総のうち、債務者の支払能力を総のうち、債務者の支払	
合的に判断し必要と認める額を 合的に判断し必要と認める額を 合的に判断し必要と認める	
計上しております。上記以外の 計上しております。上記以外の 計上しております。上	
情権については、過去の一定期 債権については、過去の一定期 情権については、過去の一定期	
間における貸倒実績から算出し  間における貸倒実績から算出し  間における貸倒実績がら算出し	
た貸倒実績率等に基づき計上し た貸倒実績率等に基づき計上し た貸倒実績率等に基づ	うき計上し

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先 に対する担保・保証付債権等の 一部については、債権額から担 保の評価額及び保証による回収 が可能と認められる額を控除し た残額を取立不能見込額として 債権額から直接減額しており、 その金額は77,511百万円であり ます。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先 に対する担保・保証付債権等の 一部については、債権額から担 保の評価額及び保証による回収 が可能と認められる額を控除し た残額を取立不能見込額として 債権額から直接減額しており、 その金額は83,043百万円であり ます。

すべての債権は、資産の自己 査定基準に基づき、営業関連部 署が資産査定を実施し、当該部 署から独立した資産監査部署が 査定結果を監査しており、その 査定結果に基づいて上記の引当 を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先 に対する担保・保証付債権等の 一部については、債権額から担 保の評価額及び保証による回収 が可能と認められる額を控除し た残額を取立不能見込額として 債権額から直接減額しており、 その金額は75,530百万円であり ます。

<b>T</b>	T		
	前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日
	至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	連結子会社の貸倒引当金は、 一般債権については過去の貸倒	連結子会社の貸倒引当金は、 一般債権については過去の貸倒	連結子会社の貸倒引当金は、 一般債権については過去の貸倒
	実績率等を勘案して必要と認め	実績率等を勘案して必要と認め	実績率等を勘案して必要と認め
	た額を、貸倒懸念債権等特定の	た額を、貸倒懸念債権等特定の	た額を、貸倒懸念債権等特定の
	債権については、個別に回収可	債権については、個別に回収可	債権については、個別に回収可
	能性を勘案し、回収不能見込額	能性を勘案し、回収不能見込額	能性を勘案し、回収不能見込額
	をそれぞれ引き当てておりま す。	をそれぞれ引き当てておりま す。	をそれぞれ引き当てておりま す。
	(6) 投資損失引当金の計上基準	(7) 投資損失引当金の計上基準	
	当行の投資損失引当金は、投	同左	
	資に対する損失に備えるため、	ļ	
	有価証券の発行会社の財政状態	I	
	等を勘案して必要と認められる 額を計上しております。	ļ i	
	(7) 賞与引当金の計上基準	(8) 賞与引当金の計上基準	(6) 賞与引当金の計上基準
	(1) 員与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞	(8) 負牙引自筮(V)計上基準 同左	(6) 員与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞
	算与引当金は、従業員への負 与の支払いに備えるため、従業	円生	員与引当金は、使業員への員 与の支払いに備えるため、従業
	母の文払いに備えるため、従業 員に対する賞与の支給見込額の	ļ i	与の文払いに備えるため、促業 員に対する賞与の支給見込額の
	りまする負与の支給見込御の うち、当中間連結会計期間に帰	l i	りたがする負与の支給見込銀の うち、当連結会計年度に帰属す
	うち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。		うら、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(8) 退職給付引当金の計上基準	(9) 退職給付引当金の計上基準	(7) 退職給付引当金の計上基準
	退職給付引当金は、従業員の	退職給付引当金は、従業員の	退職給付引当金は、従業員の
	退職給付に備えるため、当連結	退職給付に備えるため、当連結	退職給付に備えるため、当連結
	会計年度末における退職給付債	会計年度末における退職給付債	会計年度末における退職給付債
	務及び年金資産の見込額に基づ	務及び年金資産の見込額に基づ	務及び年金資産の見込額に基づ
	き、当中間連結会計期間末にお	き、当中間連結会計期間末にお	き、必要額を計上しておりま
	いて発生していると認められる	いて発生していると認められる	す。また、過去勤務債務及び数
	額を計上しております。また、	額を計上しております。また、	理計算上の差異の費用処理方法
	過去勤務債務及び数理計算上の	過去勤務債務及び数理計算上の	は以下のとおりであります。
	差異の費用処理方法は以下のと	差異の費用処理方法は以下のと	過去勤務債務:その発生時
	おりであります。	おりであります。	の従業員の平均残存勤務期間
	過去勤務債務:その発生時の	過去勤務債務:その発生時の	内の一定の年数(主として10
	従業員の平均残存勤務期間内の	従業員の平均残存勤務期間内の	年)による定額法により損益
	一定の年数(主として10年)による実質法により提供加理	一定の年数(主として10年)による実質法により提供加理	年)による足領法により損益 処理
	る定額法により損益処理  数理計算上の差異・久速結合	る定額法により損益処理  数理計算上の差異・久恵は今	数理計算上の差異:各連結
	数理計算上の差異:各連結会	数理計算上の差異:各連結会	会計年度の発生時の従業員の
	計年度の発生時の従業員の平均	計年度の発生時の従業員の平均	会計年度の発生時の促業員の 平均残存勤務期間内の一定の
	残存勤務期間内の一定の年数	残存勤務期間内の一定の年数	1 43411 23433731141 4 1 72 1
	(主として10年)による定額法に より按分した額を、それぞれ発	(主として10年)による定額法に より按分した額を、それぞれ発	年数(10年)による定額法によ
		·	り按分した額を、それぞれ発
	生の翌連結会計年度から費用処理	生の翌連結会計年度から費用処理	生の翌連結会計年度から費用
	なお、会計基準変更時差異に		処理。 
	係る会計処理については、主と		なお、会計基準変更時差異
	して5年による按分額を費用処		(6,973百万円)については、退
	理することとし、当中間連結会	l i	職給付信託の設定により3,626
	計期間においては同按分額に12	l i	百万円を平成13年3月期で一時
	分の6を乗じた額を計上してお	ļ i	費用処理しており、残額(3,347
	ります。		百万円)については5年による
			按分額を費用処理しております。 す。
	(9) 外貨建資産・負債の換算基準	(10) 外貨建資産・負債の換算基	(8) 外貨建資産・負債の換算基準
	当行の外貨建資産・負債につ	準	当行の外貨建資産・負債は、
	いては、中間連結決算日の為替	同左	連結決算日の為替相場による円
	相場による円換算額を付してお		換算額を付しております。
	ります。		
		-	

	治由則事体入到 田田	本中間,単件 (Val. #m III	治庫は入利左座
	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(10)リース取引の処理方法	(11)リース取引の処理方法	(9)リース取引の処理方法
	当行及び連結子会社のリース	同左	同左
	物件の所有権が借主に移転する		1. 4744
	と認められるもの以外のファイ		
	ナンス・リース取引について		
	は、通常の賃貸借取引に準じた		
	会計処理によっております。		
	(11) 重要なヘッジ会計の方法		(10)重要なヘッジ会計の方法
	当中間連結会計期間末の中間		「銀行業における金融商品会
	連結貸借対照表に計上している		計基準適用に関する当面の会計
	操延ヘッジ損益のうち、「銀行		上及び監査上の取扱い」(日本
	業における金融商品会計基準適		公認会計士協会業種別監査委員
	果における金融間面云訂基準週 用に関する当面の会計上及び監		会報告第15号)を適用して実施
	査上の取扱い  (日本公認会計		しておりました多数の貸出金・
	士協会業種別監査委員会報告第		預金等から生じる金利リスクを
	15号)を適用して実施しており		デリバティブ取引を用いて総体
	ました多数の貸出金・預金等か		で管理する従来の「マクロヘッ
	ら生じる金利リスクをデリバテ		ジ」に基づく繰延ヘッジ損益
	イブ取引を用いて総体で管理す		は、「マクロヘッジ」で指定し
	る従来の「マクロヘッジ」に基		たそれぞれのヘッジ手段の残存
	づく繰延ヘッジ損益は、「マク		期間・想定元本金額に応じ平成
	ロヘッジ」で指定したそれぞれ		15年度から2年間にわたって、
	のヘッジ手段の残存期間・想定		資金調達費用として期間配分し
	元本金額に応じ平成15年度から		ております。
	2年間にわたって、資金調達費		
	用として期間配分しておりま		
	力として別問記がしておりよ		
	y。 なお、当中間連結会計期間末		
	における「マクロヘッジ」に基		
	づく繰延ヘッジ損失は122百万		
	円であります。		
	(12)消費税等の会計処理	(12)消費税等の会計処理	(11)消費税等の会計処理
	当行及び連結子会社の消費税	同左	同左
	及び地方消費税の会計処理は、	INAL	ISIATE
	税抜方式によっております。		
	中間連結キャッシュ・フロー計	 同左	連結キャッシュ・フロー計算書
ュ・フロー計算書におけ	算書における資金の範囲は、中間	have	における資金の範囲は、連結貸
る資金の範囲	連結貸借対照表上の「現金預け		借対照表上の「現金預け金」の
○ >< 과도 → 구입난다	金」のうち現金及び日本銀行への		うち現金及び日本銀行への預け
	型」のプラス並及び日本銀行 W		金であります。
	以り坐(めりょう)		业へのソカリ。

# 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準の 適用指針」(企業会計基準の 適用指針」を当事期間から適等に 事務会計期間から適等に 可能会計期間がら適等に 対しており税 がしており間ます。これにより税金等調整しております。 なお、銀行業においては、「銀行 法施行規則」(昭和57年大蔵領 がの場合のでは、「銀行 法施行規則」(昭和57年大大蔵行 法施行規則」(昭和57年大大蔵行 法施行規則」(昭和57年大成省令第 10号)に基づき減価償却累たた 接控除により表示しては、、各 損損失累計額につきましておりま 産の金額から直接控除しております。	

## 表示方法の変更

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)
	従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間連結会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「資金調達費用」及び「資金運用収益」中の「その他の支払利息」及び「その他の受入利息」に含めて表示しておりましたが、当中間連結会計期間から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に含めて表示しております。

## 追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(外形標準課税)	<del></del>	(外形標準課税)
「地方税法等の一部を改正する法		「地方税法等の一部を改正する法
律」(平成15年3月法律第9号)が平		律」(平成15年3月法律第9号)が平
成15年3月31日に公布され、平成16		成15年3月31日に公布され、平成16
年4月1日以後開始する連結会計年		年4月1日以後開始する連結会計年
度より法人事業税に係る課税標準の		度より法人事業税に係る課税標準の
一部が「付加価値額」及び「資本等		一部が「付加価値額」及び「資本等
の金額」に変更されることになりま		の金額」に変更されることになりま
した。これに伴い、当行は、「法人		した。これに伴い、当行は、「法人
事業税における外形標準課税部分の		事業税における外形標準課税部分の
損益計算書上の表示についての実務		損益計算書上の表示についての実務
上の取扱い」(企業会計基準委員会		上の取扱い」(企業会計基準委員会
実務対応報告第12号)に基づき、		実務対応報告第12号)に基づき、
「付加価値額」及び「資本等の金		「付加価値額」及び「資本等の金
額」に基づき算定された法人事業税		額」に基づき算定された法人事業税
について、当中間連結会計期間から		について、当連結会計年度から連結
中間連結損益計算書中の「営業経		損益計算書中の「営業経費」に含め
費」に含めて表示しております。		て表示しております。

#### 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)

- (平成16年9月30日) ※1 有価証券には、関連会社の株 式144百万円を含んでおりま
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は12,280百万円、延滞債権額は 128,018百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行ったたった 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 人税法施行令(昭和40年政令 り7号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は136百万円でありま す。

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は59,503百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は14,162百万円、延滞債権額は 110,476百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相の事 間継続していることその他の取 由により元本又は利息の取立の とて未収利息を計上しなかないもの 貸出金(貸倒償却を行った不分 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 人税法施行令(昭和40年政令 り7号)第96条第1項第3号の がらホまでに掲げる事由が生じ ている貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は679百万円でありま

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は60,926百万円でありま

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

- ※1 有価証券には、関連会社の株 式36百万円を含んでおります。
- ※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は12,084百万円、延滞債権額は 120,395百万円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は299百万円でありま

> なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日から3月以上遅 延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないもの であります。

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は63,390百万円でありま

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 199,939百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売申はに処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,161百万円であります。
- ※8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券106,227百万円及び預け金6百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券は32,819百万円であり、対応する売現先勘定は1,039百万円、債券貸借取引受入担保金は31,084百万円であります。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は3,759百万円であり ます。 当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 186,245百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6 貸出債権流動化により、会計 上売却処理した貸出金の元本の 当中間連結会計期間末残高の総 額は59,585百万円であります。 なお、当行は、貸出債権の劣後 受益権を20,325百万円継続保有 し貸出金に計上しているため、 売却処理済みの優先受益権を含 めた元本総額79,910百万円に係 る貸倒引当金を計上しておりま す。

> また、金銭の信託のうち 2,434百万円は、貸出債権流動 化に伴い、現金準備金として信 託しているものであります。

- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、31,990百万円であります。
- ※8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,470百万円及び預け金9百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行っている有価証券に110,715百万円であり、対応する売現先勘定は1,190百万円、債券貸借取引受入担保金は108,582百万円であります。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は3,644百万円であり ます。 前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 196,169百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商ます。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売り担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、39,698百万円であります。
- ※8 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

動産不動産 2,277百万円担保資産に対応する債務

その他負債 432百万円 上記のほか、為替決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、有価証券 127,453百万円及び預け金6百万円を差し入れております。また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券 貸借取引による貸出を行っている有価証券は45,648百万円であり、対応する売現先勘定は 1,492百万円、債券貸借取引受

前中間連結会計期間末
(平成16年9月30日)

当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)

前連結会計年度末 (平成17年3月31日)

入担保金は43,137百万円であります。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は3,718百万円であり ます。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、483,819百円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のものて取ります。になものであります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行及び 連結子会社の将来のキャッシ ュ・フローに影響を与えるもの ではありません。これらの契約 の多くには、金融情勢の変化、 債権の保全及びその他相当の事 由があるときは、当行及び連結 子会社が実行申し込みを受けた 融資の拒絶又は契約極度額の減 額をすることができる旨の条項 が付けられております。また、 契約時において必要に応じて不 動産・有価証券等の担保を徴求 するほか、契約後も定期的に (半年毎に)予め定めている行内 (社内)手続に基づき顧客の業況 等を把握し、必要に応じて契約 の見直し、与信保全上の措置等 を講じております。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、451,946百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反が資金を貸付けることを約する契約に係る配資未実行残高は、447,153百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもので取りは任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続に基づき顧客の業況等を把握 し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
※10 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、当行の事無額 に基づき、当行の事価を行い、評価差額 に基づき、当行の事価を行い、評価差額 に基づき、当行の事価を行い、評価を行い、研題を の再評価を行い、研題を のの事話の事態を に計上し、これの をでいる。 をでいる。 のの事がでは、 ののの事がでは、 ののののでは、 のののでは、 ののででは、 のので、 のので	※10 同左	※10 土地の年3月31日公子の (平成10年3月31日公子の (平成10年3月31日公子の (平成10年3月31日 (中の大学学院の (中の大学学院の (中の大学学院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院院
<ul><li>※11 動産不動産の減価償却累計額</li><li>39,788百万円</li></ul>	<ul><li>※11 動産不動産の減価償却累計額 38,765百万円</li><li>※12 動産不動産の圧縮記帳額 17,234百万円</li></ul>	27,895百万円 ※11 動産不動産の減価償却累計額 39,111百万円 ————
※13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金4,900百万円が含まれており ます。	※13 借用金には、他の債務より も債務の履行が後順位である旨 の特約が付された劣後特約付借 入金6,500百万円が含まれてお ります。 ※14 劣後特約付社債5,000百万円 であります。	※13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金4,500百万円が含まれており ます。

## (中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸倒引	※1 その他経常費用には、貸倒引	※1 その他の経常費用には、株式
当金繰入額9,339百万円を含ん	当金繰入額15,693百万円を含ん	等償却3,586百万円、債権売却
でおります。	でおります。	損2,104百万円を含んでおりま
		す。
※2 特別損失には、退職給付会計		※2 その他の特別損失131百万円
導入に伴う会計基準変更時差異		は、臨時に支払った従業員の割
の費用処理額310百万円を含ん		増退職金であります。
でおります。		7日 区4 成立 C の グ グ よ グ 。
くわりより。	※3 当行グループは、以下の資	
	産グループについて減損損失	
	を計上しております。	
	(1)遊休資産(土地建物)	
	①長崎県内 26か所	
	減損損失額 677百万円	
	②長崎県外 22か所	
	減損損失額 1,105百万円	
	(2)営業用店舗(土地建物)	
	①長崎県内 1か所	
	減損損失額 41百万円	
	②長崎県外 5か店	
	減損損失額 398百万円	
	(3)賃貸物件(土地建物)	
	①福岡県 1か所	
	減損損失額 11百万円	
	上記の資産は、地価の下落に	
	より含み損を有するに至ってお	
	り、割引前将来キャッシュ・フ	
	ローの総額が、帳簿価額に満た	
	ないことから、帳簿価額を回収	
	可能価額まで減額し、当該減少	
	額(2,233百万円)を減損損失	
	として特別損失に計上しており	
	ます。	
	(グルーピングの方法)	
	営業用資産のうち、エリ	
	ア制の店舗についてはエリア単	
	位、それ以外については独立店	
	舗単位とし、出張所・支店長兼	
	務子店は母店に含めてグルーピ	
	がずんはみんに古めてグルーとングしております。また、本部	
	関連施設、社宅・寮、店舗外	
	ATM等については共用資産と	
	し、銀行全体を一体としてグル	
	ーピングしております。	

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	遊休資産は、各々独立した	
	資産として、また、連結子会社	
	は、個社毎にグルーピングして	
	おりますが、連結子会社が所有	
	する遊休資産・賃貸物件につい	
	ては各々独立した資産としてグ	
	ルーピングしております。	
	(回収可能価額の算定方等)	
	回収可能価額の測定は、主	
	に正味売却価額を使用し、鑑定	
	評価額及び売却予定額に基づき	
	算定しております。また、一部	
	の回収可能価額については、使	
	用価値により測定しており、将	
	来キャッシュ・フローを3.9%	
	で割り引いて算定しておりま	
	す。	

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計 (自 平成17年4) 至 平成17年9)	月1日	前連結会計年 (自 平成16年4月 至 平成17年3月	1 日
※1 現金及び現金同等物の中間期	※1 現金及び現金同年	等物の中間期	※1 現金及び現金同等物の期末残	
末残高と中間連結貸借対照表に	末残高と中間連結り	貸借対照表に	高と連結貸借対照表	に掲記され
掲記されている科目の金額との	掲記されている科	目の金額との	ている科目の金額との関係	
関係	関係			
(単位:百万円)		色位:百万円)		位:百万円)
平成16年9月30日現在	平成17年9月30日現在		平成17年3月31日	
現金預け金勘定 89,567	現金預け金勘定	80, 448	現金預け金勘定	139, 994
定期預け金 △6	定期預け金	△9	当座預け金	△570
当座預け金 △253	当座預け金	△395	普通預け金	△376
普通預け金 △247	普通預け金	△262	郵便振替	△95
別段預け金 △0	別段預け金	△0	その他預け金 (除く日銀預け金)	△7
郵貯預け金 △128	郵貯預け金 _	△81	現金及び	
現金及び 現金同等物 88,931	現金及び 現金同等物 	79, 699	現金同等物	138, 944
		-	<ul><li>※2 株式の売却によりでなくなった会社の債の主な内容</li><li>① しんわシステム式会社</li></ul>	資産及び負
			(単 平成16年4月1日現	位:百万円) .在
			流動資産	194
			固定資産	9
			資産合計	203
			流動負債	29
			固定負債	18
			負債合計	48
			② 九州ユニオンク	レジット株
			式会社 (単 平成16年4月1日現	位:百万円) 在
			流動資産	2, 474
			固定資産	131
			資産合計	2,606
			流動負債	2, 342
			負債合計	2, 342

#### (リース取引関係)

前中間連結会計期間 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

- (1) 借手側
  - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産 合計 2,927百万円

2,927百万円

減価償却累計額相当額

動産

1,486百万円

合計

1,486百万円

中間連結会計期間末残高相当額 動産 1,441百万円

合計

1,441百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間連結会計期間末 残高が有形固定資産の中間連 結会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込 み法により算定しておりま す。
- ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額

1年内 529百万円 1年超 912百万円 合計 1,441百万円

- (注) 未経過リース料中間連結会 計期間末残高相当額は、未経 過リース料期末残高が有形固 定資産の中間連結会計期間末 残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。
- ・支払リース料、減価償却費相当

支払リース料 265百万円 減価償却費 265百万円 相当額

減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。

当中間連結会計期間 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

- (1) 借手側
  - ・リース物件の取得価額相当額、 減価償却累計額相当額及び中間 連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額

動産

3,915百万円

合計

3,915百万円

減価償却累計額相当額

動産

2,154百万円

合計

2,154百万円

中間連結会計期間末残高相当額 動産

1,760百万円

合計 1,760百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間連結会計期間末 残高が有形固定資産の中間連 結会計期間末残高等に占める 割合が低いため、支払利子込 み法により算定しておりま す。
- ・未経過リース料中間連結会計期 間末残高相当額

1年内 1年超

678百万円 1,082百万円

合計

1,760百万円

- (注) 未経過リース料中間連結会 計期間末残高相当額は、未経 過リース料期末残高が有形固 定資産の中間連結会計期間末 残高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。
- ・支払リース料、減価償却費相当

支払リース料 345百万円 減価償却費 345百万円 相当額

・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。

前連結会計年度

平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ

(1) 借手側

・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び年度末残 高相当額

取得価額相当額

動産

ナンス・リース取引

3.633百万円

合計

3,633百万円

減価償却累計額相当額

動産

合計

1,822百万円 1,822百万円

合計 年度末残高相当額

> 動産 1,811百万円

1,811百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料年度末残高が有形固 定資産の年度末残高等に占め る割合が低いため、支払利子 込み法により算定しておりま
- ・未経過リース料年度末残高相当 額

1年内 669百万円 1年超 1,141百万円 合計 1,811百万円

- (注) 未経過リース料年度末残高 相当額は、未経過リース料年 度末残高が有形固定資産の年 度末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によ り算定しております。
- ・支払リース料及び減価償却費相 当額

支払リース料 601百万円 減価償却費 601百万円 相当額

・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残 存価額を零とする定額法によっ ております。

前中間連結会計期間 当中間連結会計期間 前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 (自 平成17年4月1日 (自 平成16年4月1日 平成16年9月30日) 平成17年9月30日) 平成17年3月31日) (2) 貸手側 (2) 貸手側 (2) 貸手側 ・リース物件の取得価額、減価償 ・リース物件の取得価額、減価償 ・リース物件の取得価額、減価償 却累計額及び中間連結会計期間 却累計額及び中間連結会計期間 却累計額及び年度末残高 末残高 末残高 取得価額 2,854百万円 取得価額 動産 取得価額 合計 2,854百万円 動産 2,637百万円 動産 2,839百万円 減価償却累計額 合計 合計 2,637百万円 2,839百万円 動産 1,252百万円 減価償却累計額 減価償却累計額 合計 1,252百万円 動産 1,016百万円 動産 1,322百万円 年度末残高 合計 合計 1,016百万円 1,322百万円 動産 1,602百万円 中間連結会計期間末残高 中間連結会計期間末残高 合計 1,602百万円 動産 1,621百万円 動産 1,516百万円 合計 1,621百万円 合計 1,516百万円 ・未経過リース料中間連結会計期 ・未経過リース料中間連結会計期 ・未経過リース料年度末残高相当 間末残高 間末残高 1年内 1年内 641百万円 604百万円 1年内 570百万円 1年超 1年超 1,232百万円 983百万円 1年超 1,063百万円 合計 1,873百万円 合計 1,588百万円 合計 1,633百万円 ・受取リース料、減価償却費及び ・受取リース料、減価償却費及び ・受取リース料、減価償却費及び 受取利息相当額 受取利息相当額 受取利息相当額 受取リース料 338百万円 受取リース料 382百万円 受取リース料 702百万円 減価償却費 減価償却費 減価償却費 612百万円 288百万円 324百万円 相当額 相当額 受取利息相当額 103百万円 受取利息 受取利息 49百万円 50百万円 相当額 相当額 ・利息相当額の算定方法 利息相当額の算定方法 利息相当額の算定方法 各中間連結会計期間への配分方 各中間連結会計期間への配分方 各連結会計年度への配分方法に 法については、利息法によって ついては、利息法によっており 法については、利息法によって おります。 おります。 ます。

### (有価証券関係)

- ※1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「その他資産」中の出資金及び親会社株式を 含めて記載しております。
- I 前中間連結会計期間末
- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	38, 018	43, 777	5, 759	7, 595	1, 835
債券	372, 163	377, 580	5, 417	5, 718	301
国債	242, 998	245, 589	2, 591	2, 681	90
地方債	57, 632	59, 081	1, 449	1, 588	139
社債	71, 532	72, 909	1, 376	1, 447	71
その他	72, 693	77, 156	4, 463	5, 061	598
合計	482, 874	498, 515	15, 640	18, 375	2, 735

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、 時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって中間連結貸 借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」とい う。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、231百万円(うち、その全額が株式)であります。

なお、減損処理にあっては、個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有 有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容 の検討等により、総合的に判断しております。

3 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
私募事業債	7, 273
非上場株式(店頭売買株式を除く)	6, 211

- Ⅱ 当中間連結会計期間末
- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	25, 701	36, 612	10, 911	11, 304	393
債券	387, 777	389, 097	1, 319	2, 625	1, 305
国債	291, 330	291, 237	△92	1, 026	1, 118
地方債	36, 455	37, 013	558	654	96
社債	59, 992	60, 846	854	943	89
その他	99, 257	99, 174	△82	879	961
合計	512, 736	524, 885	12, 148	14, 809	2, 660

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、ありません。

なお、減損処理にあっては、個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有 有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容 の検討等により、総合的に判断しております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成17年9月30日現 在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
私募事業債	6, 626
非上場株式	3, 194

- Ⅲ 前連結会計年度末
- 1 売買目的有価証券(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	547	0

- 2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
- 3 その他有価証券で時価のあるもの(平成17年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	36, 025	45, 272	9, 247	10, 071	823
債券	384, 715	390, 197	5, 482	5, 574	92
国債	260, 686	263, 388	2, 702	2, 715	12
地方債	55, 832	57, 266	1, 434	1, 488	53
社債	68, 196	69, 541	1, 344	1, 370	25
その他	67, 522	67, 174	△347	682	1,029
合計	488, 262	502, 644	14, 381	16, 327	1, 945

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
  - 3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は370百万円(全て株式)であります。

なお、減損処理にあっては、個別銘柄毎に、過去一定期間における時価と帳簿価格との乖離状況等保有 有価証券の時価水準を把握するとともに、発行体の外部信用格付や公表財務諸表ベースでの各種財務内容 の検討等により、総合的に判断しております。

- 4 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日) 該当ありません。
- 5 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	83, 504	10, 166	246

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成17年3月31日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	3, 195
私募事業債	6, 946

- 7 保有目的を変更した有価証券 該当ありません。
- 8 その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額(平成17年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
株式		_	_	764
債券	52, 784	250, 286	38, 609	48, 542
国債	26, 050	171, 154	17, 641	48, 542
地方債	8, 535	38, 460	10, 271	_
社債	18, 199	40, 671	10, 696	_
その他	5, 108	28, 177	12, 371	18, 058
合計	57, 893	278, 463	50, 980	67, 366

## (金銭の信託関係)

- I 前中間連結会計期間末
- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- Ⅱ 当中間連結会計期間末
- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	2, 434	2, 434			_

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
  - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

#### Ⅲ 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	3,000	_

- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成17年3月31日現在) 該当ありません。

### (その他有価証券評価差額金)

## I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	15, 640
その他有価証券	15, 640
(△)繰延税金負債	5, 832
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9, 807
(△)少数株主持分相当額	_
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	$\triangle 4$
その他有価証券評価差額金	9, 803

## Ⅱ 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成17年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	12, 153
その他有価証券	12, 153
(△)繰延税金負債	4, 206
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,947
(△)少数株主持分相当額	_
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	_
その他有価証券評価差額金	7,947

## Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成17年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	14, 383
その他有価証券	14, 383
(△)繰延税金負債	5, 311
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	9,071
(△)少数株主持分相当額	_
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券 に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	$\triangle 2$
その他有価証券評価差額金	9, 069

#### (デリバティブ取引関係)

- I 前中間連結会計期間末
  - (1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
# 7176	金利先物	_	_	_
取引所	金利オプション	_	_	_
	金利先渡契約			_
1世 7 百 百	金利スワップ	8, 659	△265	△265
店頭	金利オプション	_	_	_
	その他	_	_	_
	合計	_	△265	△265

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

#### (2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
TÉ TIET	通貨先物	_	_	_
取引所	通貨オプション	_	_	_
	通貨スワップ	29, 825	△108	△108
店頭	為替予約	340	$\triangle 1$	△1
<b>店</b> 與	通貨オプション	_	_	_
	その他	_	_	_
	合計	_	△109	△109

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。

- (4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション クレジット・デフォルト・ スワップ	1,000	29	29
	合計	_	29	29

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

### Ⅱ 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
nt at ar	金利先物	_	_	_
取引所	金利オプション	_	_	_
	金利先渡契約	_	_	_
店頭	金利スワップ	4, 380	△92	△92
<b>卢</b> 與	金利オプション	_	_	_
	その他	_	_	_
	合計	_	△92	△92

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

### (2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
m. 7176	通貨先物	_	_	_
取引所	通貨オプション	_	_	_
	通貨スワップ	35, 136	△145	△145
店頭	為替予約	254	1	1
<b>卢</b> 姆	通貨オプション	_	_	_
	その他	_	_	_
	合計	_	△144	△144

- (注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - (3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
  - (4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
  - (5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
  - (6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション クレジット・デフォルト・ スワップ	1,000	21	21
	合計	_	21	21

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。

#### Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

#### (1) 取引の内容

当行が取り扱っているデリバティブ取引は、金利関連では金利スワップ取引・金利先物取引等、 通貨関連では通貨スワップ取引・為替予約取引等、有価証券関連では債券先物取引、債券オプション取引、その他にクレジットデリバティブ取引等を行っております。

#### (2) 取引に対する取組方針

当行は、貸出金、有価証券等に係る市場性リスクの回避を主目的としてデリバティブ取引を活用することとし、短期的な売買差益を獲得する目的(トレーディング目的)の取引は一定の取引枠や損失限度額を設けて行う方針であります。

#### (3) 取引の利用目的

当行は、貸出金、有価証券等の固定金利運用に対する調達資金の金利上昇リスクを回避する目的で、金利スワップ取引・金利先物取引等を、外貨建資産・負債に係る為替変動リスク及び流動性リスクを回避する目的で、通貨スワップ取引・為替予約取引等を行っております。また、トレーディング目的等で、債券先物取引・債券先物オプション取引・債券店頭オプション取引・クレジットデリバティブ取引等を行っております。

### (4) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引は市場リスクと信用リスクを内包しております。

市場リスクにつきましては、金利関連のデリバティブ取引は金利変動リスクを、通貨関連のデリバティブ取引は為替変動リスクを有しております。金利関連、通貨関連のデリバティブ取引は主にヘッジ目的の取引であるため、これら取引のもたらすリスクは小さいと考えております。

また、有価証券関連のデリバティブ取引は価格変動リスクの市場リスクを有しておりますが、 市場が大幅に変動して大きな損失を被る可能性がある場合には迅速な対応ができるよう管理体制 を整備しております。

なお、信用リスクにつきましては、デリバティブ取引について高度なノウハウを有する銀行及 び証券会社との取引を基本とし、かつ経済環境の変化等を背景とする取引相手先の信用状況の変 動に対して機動的に対応することに努めております。また、クレジットデリバティブの信用リス クにつきましては、取引ごとの含み損益を市場実勢を基に算出して管理を行っております。

自己資本比率(国内基準)規制に基づき、算出した金利関連取引の信用リスク相当額は22百万円であります。

#### (5) 取引に係るリスク管理体制

取引枠や損失限度額等の決裁権限は「証券国際部決裁権限規定」に定められております。これらの規定に従い、証券国際部においてデリバティブ取引の実行及び管理を行っております。

契約額・実現損益・評価損益等の取引執行状況は、月次で経営管理部を通じてALM委員会等に報告されております。

#### (6) 「取引の時価等に関する事項」についての補足説明

金利スワップ取引、クレジットデリバティブ取引における想定元本金額の受け払いは、実際には行われず、単に交換金額を計算するための算出基礎であります。従って想定元本額がそのまま市場リスク、信用リスクを表すものではありません。

- 2 取引の時価等に関する事項
- (1) 金利関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
取引所	金利先物	_	_	_	_	
AX J I D I	金利オプション	_	_	_	_	
	金利先渡契約	_	_	_	_	
店頭	金利スワップ					
	受取変動・支払 固定	6, 602	4, 565	△168	△168	
	金利オプション	_	_	_	_	
	その他	_	_	_	_	
	合計			△168	△168	

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

#### (2) 通貨関連取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)	
取引所	通貨先物	_	_	_	_	
	通貨オプション	_			_	
店頭	通貨スワップ	27, 363	20, 451	△96	△96	
	為替予約					
	売建	91	_	$\triangle 1$	$\triangle 1$	
	買建	100	_	1	1	
	通貨オプション	_	_	_	_	
	その他	_			_	
	合計			△96	△96	

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
- (3) 株式関連取引(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
- (4) 債券関連取引(平成17年3月31日現在) 該当ありません。
- (5) 商品関連取引(平成17年3月31日現在) 該当ありません

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォ ルト・オプション	_	_	_	_
	クレジット・デフォ ルト・スワップ				
	売建	1,000	1,000	25	25
	買建	_	_	_	_
	合計			25	25

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
  - 2 時価の算定 割引現在価値等により算定しております。
  - 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

#### 【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める 割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める 割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

連結会社は銀行業以外の事業を一部で営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める 割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

#### 【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

在外支店及び在外子会社がないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

#### 【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

前連結会計年度(自平成16年4月1日 至平成17年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

## (1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1株当たり純資産額	円	257. 49	180. 09	177. 93
1株当たり中間純利益 (△は1株当たり当期 純損失)	円	9. 45	13. 68	△67. 72
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	円	6. 99	10. 13	_

(注) 1 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
1株当たり中間(当期) 純利益					
中間純利益 (△は当期純損失)	百万円	2, 899	4, 204	△20, 769	
普通株式に係る 中間純利益 (△は当期純損失)	百万円	2, 899	4, 204	△20, 769	
普通株式の 期中平均株式数 千株		306, 671	307, 305	306, 671	
潜在株式調整後1株当た り中間(当期)純利益					
普通株式増加数	千株	107, 642	107, 642	_	
うち第一回優先株式	千株	107, 642	107, 642	_	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要				第一回優先株式 (発行済株式数 30,000,000株)	

<sup>2</sup> なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は純損失が計上されているため記載しておりません。

## (重要な後発事象)

該当ありません。

## (2) 【その他】

該当ありません。

# 2 【中間財務諸表等】

# (1) 【中間財務諸表】

# ① 【中間貸借対照表】

		前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	<b>%</b> 8	89, 567	3. 51	80, 448	3. 20	139, 993	5. 48
コールローン		60, 722	2.38	146, 000	5. 81	484	0.02
買入金銭債権		44	0.00	40	0.00	46	0.00
商品有価証券		49	0.00	149	0.00	547	0.02
金銭の信託	<b>%</b> 6	2, 985	0. 12	5, 549	0.22	3, 000	0.12
有価証券	<b>%</b> 1, 8	511, 237	20. 01	547, 412	21.77	513, 359	20.08
貸出金	*2, 3 4, 5, 6 7, 9	1, 795, 079	70. 28	1, 655, 681	65. 85	1, 828, 767	71. 53
外国為替	<b>※</b> 7	2, 416	0.09	1, 960	0.08	3, 108	0.12
その他資産		12, 785	0.50	12, 505	0. 50	11, 794	0.46
動産不動産	<b>※</b> 8 10, 11 14	71, 004	2.78	65, 856	2. 62	69, 554	2.72
繰延税金資産		40, 923	1.60	38, 612	1. 53	39, 542	1.55
支払承諾見返		34, 193	1. 34	29, 652	1.18	30, 626	1. 20
貸倒引当金		△66, 610	△2. 61	△68, 176	△2.71	△84, 255	△3.30
投資損失引当金		△52	△0.00	$\triangle 1,255$	△0.05		_
資産の部合計		2, 554, 346	100.00	2, 514, 437	100.00	2, 556, 571	100.00

		前中間会計期間末		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表	
	注記	(平成16年9月 金額	30日) 構成比	(平成17年9月 金額	30日) 構成比	(平成17年3月 金額	31日) 構成比
区分	番号	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)	(百万円)	(%)
(負債の部)							
預金		2, 260, 118	88. 48	2, 176, 815	86. 57	2, 303, 230	90.09
譲渡性預金		70, 049	2. 74	51, 277	2.04	42, 959	1. 68
売現先勘定	<b>%</b> 8	1, 039	0.04	1, 190	0.05	1, 492	0.06
債券貸借取引受入担保金	<b>%</b> 8	31, 084	1. 22	108, 582	4. 32	43, 137	1.69
借用金	<b>※</b> 12	11, 829	0.46	15, 214	0.60	12, 430	0.49
外国為替		28	0.00	68	0.00	65	0.00
社債	<b>※</b> 13	_	_	5,000	0.20	_	_
その他負債		7, 867	0.31	7, 220	0. 29	8, 674	0.34
賞与引当金		892	0.04	435	0.02	866	0.03
退職給付引当金		11, 793	0.46	11, 988	0.48	12, 169	0.47
再評価に係る繰延税金負債	<b>※</b> 14	16, 667	0.65	16, 614	0.66	16, 410	0.64
支払承諾		34, 193	1. 34	29, 652	1. 18	30, 626	1. 20
負債の部合計		2, 445, 565	95. 74	2, 424, 060	96. 41	2, 472, 064	96. 69
(資本の部)							
資本金		20, 915	0.82	22, 713	0. 90	20, 915	0.82
資本剰余金		37, 511	1. 47	19, 942	0.79	37, 511	1. 47
資本準備金		37, 511		10, 542		37, 511	
その他資本剰余金		_		9, 400		_	
利益剰余金		15, 994	0.63	17, 252	0.69	△7, 171	△0. 28
利益準備金		12, 195		12, 195		12, 195	
任意積立金		_		_		_	
中間未処分利益 (△は当期未処理損失)		3, 799		5, 056		△19, 367	
土地再評価差額金	<b>※</b> 14	24, 550	0.96	22, 520	0.89	24, 180	0. 95
その他有価証券評価差額金		9, 807	0.38	7, 947	0.32	9, 071	0. 35
資本の部合計		108, 780	4. 26	90, 377	3. 59	84, 507	3. 31
負債及び資本の部合計		2, 554, 346	100.00	2, 514, 437	100.00	2, 556, 571	100.00

# ② 【中間損益計算書】

		前中間会計 (自 平成16年 至 平成16年	4月1日	当中間会計 (自 平成17年 至 平成17年	4月1日	前事業年 要約損益計 (自 平成16年 至 平成17年	·算書 4月1日
区分	注記 番号	至 平成16年 金額 (百万円)	百分比 (%)	至 平成17年 金額 (百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		35, 226	100.00	41, 648	100.00	73, 147	100.00
資金運用収益		28, 020		25, 822		54, 996	
(うち貸出金利息)		(24, 311)		(22, 276)		(47, 859)	
(うち有価証券利息配当金)		(3, 658)		(3, 508)		(7, 080)	
役務取引等収益		3, 555		3, 903		7, 068	
その他業務収益		1, 344		7, 123		6, 770	
その他経常収益		2, 306		4, 799		4, 311	
経常費用		31, 353	89. 01	34, 604	83. 09	91, 017	124. 43
資金調達費用		1, 717		1,727		3, 477	
(うち預金利息)		(913)		(720)		(1, 767)	
役務取引等費用		1, 666		1, 598		3, 329	
その他業務費用		154		76		152	
営業経費	<b>※</b> 1	16, 580		15, 079		33, 410	
その他経常費用	<b>※</b> 2	11, 233		16, 122		50, 646	
経常利益(△は経常損失)		3, 873	10.99	7, 044	16. 91	△17, 870	△24. 43
特別利益		2, 326	6. 61	1, 029	2. 47	3, 500	4. 79
特別損失	<b>※</b> 3, 4	1, 888	5.36	2, 410	5. 79	3, 028	4. 14
税引前中間純利益 (△は税引前当期純損失)		4, 311	12. 24	5, 663	13. 59	△17, 397	△23. 78
法人税、住民税及び事業税		29	0.08	26	0.06	212	0. 29
法人税等調整額		1, 264	3. 59	1, 446	3. 47	2, 912	3. 98
中間純利益 (△は当期純損失)		3, 018	8. 57	4, 189	10.06	△20, 522	△28. 05
前期繰越利益		_		_		_	
土地再評価差額金取崩額		781		866		1, 154	
中間未処分利益 (△は当期未処理損失)		3, 799		5, 056		△19, 367	

# 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日	前事業年度 (自 平成16年4月1日
* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
1 商品有価証券の評価基	商品有価証券の評価は、時価法	同左	同左
準及び評価方法	(売却原価は移動平均法により算		
	定)により行っております。		
2 有価証券の評価基準及	(1) 有価証券の評価は、子会社株	(1) 同左	(1) 有価証券の評価は、子会社株
び評価方法	式及び関連会社株式については		式及び関連会社株式については
	移動平均法による原価法、その		移動平均法による原価法、その
	他有価証券のうち時価のあるも		他有価証券のうち時価のあるも
	のについては、中間決算日の市		のについては、決算日の市場価
	場価格等に基づく時価法(売却		格等に基づく時価法(売却原価
	原価は移動平均法により算		は移動平均法により算定)、時
	定)、時価のないものについて		価のないものについては、移動
	は移動平均法による原価法又は		平均法による原価法又は償却原
	償却原価法により行っておりま		価法により行っております。
	す。		なお、その他有価証券の評価
	なお、その他有価証券の評価		差額金については、全部資本直
	差額については、全部資本直入		入法により処理しております。
	法により処理しております。		
	(2) 有価証券運用を主目的とする	(2) 同左	(2) 同左
	単独運用の金銭の信託において		
	信託財産として運用されている		
	有価証券の評価は、時価法によ		
	り行っております。		
3 デリバティブ取引の評	デリバティブ取引の評価は、時	同左	同左
価基準及び評価方法	価法により行っております。	, •	, , ,
4 固定資産の減価償却の	(1) 動産不動産	(1) 動産不動産	(1) 動産不動産
方法	動産不動産は、定率法(ただ	同左	動産不動産は、定率法(ただ
7712	し、平成10年4月1日以後に取	1.42	し、平成10年4月1日以後に取
	得した建物(建物附属設備を除		得した建物(建物附属設備を除
	く。)については定額法)を採用		く。)については定額法)を採用
	し、年間減価償却費見積額を期		しております。
	間により按分し計上しておりま		なお、主な耐用年数は次のと
			おりであります。
	す。 なお、主な耐用年数は次のと		<b>建物:3年~50年</b>
			動産:3年~30年
	おりであります。 建物:3年~50年		劉/生:3 午/∼20平
	動産: 3年~20年	(0) ソフトカーフ	(a) y = 1 + =
	(2) ソフトウェア	(2) ソフトウェア	(2) ソフトウェア
	自社利用のソフトウェアにつ	同左	同左
	いては、行内における利用可能		
	期間(5年)に基づく定額法によ		
= 10 20 10 -10 -10 -10 10	り償却しております。	ガブ44 マシノニ 神 コ マッキー / セ マッノニ 神・・・ ゾャ	
5 繰延資産の処理方法		新株発行費及び社債発行費は資 産として計上し、3年間の均等	
	1	圧しして可工し、3平間の均等	1
		償却を行っております。	

	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日	前事業年度 (自 平成16年4月1日
	至 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	至 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
6 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金
	貸倒引当金は、予め定めてい	貸倒引当金は、予め定めてい	貸倒引当金は、予め定めてい
	る償却・引当基準に則り、次の	る償却・引当基準に則り、次の	る償却・引当基準に則り、次の
	とおり計上しております。	とおり計上しております。	とおり計上しております。
	破産、特別清算等法的に経営	破産、特別清算等法的に経営	破産、特別清算等法的に経営
	破綻の事実が発生している債務	破綻の事実が発生している債務	破綻の事実が発生している債務
	者(以下「破綻先」という。)に	者(以下「破綻先」という。)に	者(以下「破綻先」という。)に
	係る債権及びそれと同等の状況	係る債権及びそれと同等の状況	係る債権及びそれと同等の状況
	にある債務者(以下「実質破綻	にある債務者(以下「実質破綻	にある債務者(以下「実質破綻
	先」という。)に係る債権につ	先」という。)に係る債権につ	先」という。)に係る債権につ
	いては、以下のなお書きに記載	いては、以下のなお書きに記載	いては、以下のなお書きに記載
	されている直接減額後の帳簿価	されている直接減額後の帳簿価	されている直接減額後の帳簿価
	額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額	額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額	額から、担保の処分可能見込額 及び保証による回収可能見込額
	を控除し、その残額を計上して	を控除し、その残額を計上して	を控除し、その残額を計上して
	おります。また、現在は経営破	おります。また、現在は経営破	おります。また、現在は経営破
	旋の状況にないが、今後経営破	に	総の状況にないが、今後経営破 にないが、今後経営破
	に陥る可能性が大きいと認め に陥る可能性が大きいと認め	に陥る可能性が大きいと認め に陥る可能性が大きいと認め	旋に陥る可能性が大きいと認め
	られる債務者に係る債権につい	られる債務者に係る債権につい	られる債務者に係る債権につい
	ては、債権額から、担保の処分	ては、債権額から、担保の処分	ては、債権額から、担保の処分
	可能見込額及び保証による回収	可能見込額及び保証による回収	可能見込額及び保証による回収
	可能見込額を控除し、その残額	可能見込額を控除し、その残額	可能見込額を控除し、その残額
	のうち、債務者の支払能力を総	のうち、債務者の支払能力を総	のうち、債務者の支払能力を総
	合的に判断し必要と認める額を	合的に判断し必要と認める額を	合的に判断し必要と認める額を
	計上しております。上記以外の	計上しております。上記以外の	計上しております。上記以外の
	債権については、過去の一定期	債権については、過去の一定期	債権については、過去の一定期
	間における貸倒実績から算出し	間における貸倒実績から算出し	間における貸倒実績から算出し
	た貸倒実績率等に基づき計上し	た貸倒実績率等に基づき計上し	た貸倒実績率等に基づき計上し
	ております。	ております。	ております。
	すべての債権は、資産の自己	すべての債権は、資産の自己	すべての債権は、資産の自己
	査定基準に基づき、営業関連部	査定基準に基づき、営業関連部	査定基準に基づき、営業関連部
	署が資産査定を実施し、当該部	署が資産査定を実施し、当該部	署が資産査定を実施し、当該部
	署から独立した資産監査部署が	署から独立した資産監査部署が	署から独立した資産監査部署が
	査定結果を監査しており、その	査定結果を監査しており、その	査定結果を監査しており、その
	査定結果に基づいて上記の引当	査定結果に基づいて上記の引当	査定結果に基づいて上記の引当
	を行っております。	を行っております。	を行っております。
	なお、破綻先及び実質破綻先	なお、破綻先及び実質破綻先	なお、破綻先及び実質破綻先
	に対する担保・保証付債権等の	に対する担保・保証付債権等の	に対する担保・保証付債権等の
	一部については、債権額から担	一部については、債権額から担	一部については、債権額から担
	保の評価額及び保証による回収	保の評価額及び保証による回収	保の評価額及び保証による回収
	が可能と認められる額を控除し	が可能と認められる額を控除し	が可能と認められる額を控除し
	た残額を取立不能見込額として	た残額を取立不能見込額として	た残額を取立不能見込額として
	債権額から直接減額しており、	債権額から直接減額しており、	債権額から直接減額しており、
	その金額は77,511百万円であり	その金額は57,931百万円であり	その金額は75,530百万円であり
	(2) 投資損失引当金	ます。 (2) 投資損失引当金	ます。
	投資損失引当金は、投資に対	同左	
	投資損失引回金は、投資に対する損失に備えるため、有価証		
	り る 損失に 備える ため、 有 価 証 券 の 発行 会社 の 財 政 状態等 を 勘		
	案して必要と認められる額を計		
	上しております。		
	(3) 賞与引当金	(3) 賞与引当金	(2) 賞与引当金
	賞与引当金は、従業員への賞	同左	賞与引当金は、従業員への賞
	与の支払いに備えるため、従業	l. Aver	与の支払いに備えるため、従業
	員に対する賞与の支給見込額の		員に対する賞与の支給見込額の
	うち、当中間会計期間に帰属す		うち、当事業年度に帰属する額
	る額を計上しております。		を計上しております。
L	1 20,00,000	<u> </u>	25 2 542 / 55 / 6

	V. 1 HH A 21 MHH	VA 1 PP A 21 (FP PP	V
	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	(4) 退職給付引当金	(4) 退職給付引当金	(3) 退職給付引当金
	退職給付引当金は、従業員の	退職給付引当金は、従業員の	退職給付引当金は、従業員
	退職給付に備えるため、当事業	退職給付に備えるため、当事業	の退職給付に備えるため、当
	年度末における退職給付債務及	年度末における退職給付債務及	事業年度末における退職給付
	び年金資産の見込額に基づき、	び年金資産の見込額に基づき、	債務及び年金資産の見込額に
	当中間会計期間末において発生	当中間会計期間末において発生	基づき、必要額を計上してお
	していると認められる額を計上	していると認められる額を計上	ります。また、過去勤務債務
	しております。また、過去勤務	しております。また、過去勤務	及び数理計算上の差異の費用
	債務及び数理計算上の差異の費	信務及び数理計算上の差異の費	処理方法は以下のとおりであ
	用処理方法は以下のとおりであ	用処理方法は以下のとおりであ	ります。
		,	/ -
	ります。	ります。	過去勤務債務:その発生年度
	過去勤務債務:その発生年度の	過去勤務債務:その発生年度の	の従業員の平均残存勤務期
	従業員の平均残存勤務期間内	従業員の平均残存勤務期間内	間内の一定の年数(10年)に
	の一定の年数(10年)による定	の一定の年数(10年)による定	よる定額法により損益処理
	額法により損益処理	額法により損益処理	数理計算上の差異:各発生年
	数理計算上の差異:各発生年度	数理計算上の差異:各発生年度	度の従業員の平均残存勤務
	の従業員の平均残存勤務期間	の従業員の平均残存勤務期間	期間内の一定の年数(10年)
	内の一定の年数(10年)による	内の一定の年数(10年)による	による定額法により按分し
	定額法により按分した額を、	定額法により按分した額を、	た額を、それぞれ発生の翌
	それぞれ発生の翌事業年度か	それぞれ発生の翌事業年度か	事業年度から費用処理
	ら費用処理	ら費用処理	なお、会計基準変更時差異
	なお、会計基準変更時差異に		(6,973百万円)については、退
	ついては、5年による按分額を		職給付信託の設定により3,626
	費用処理することとし、当中間		百万円を平成13年3月期で一
	会計期間においては同按分額に		時費用処理しており、残額
	12分の6を乗じた額を計上して		(3,347百万円)については5年
	おります。		による按分額を費用処理して
	407570		おります。
ロ り化油・ツ次式コッド年序	別化体次文 なまについては	 同左	
7 外貨建て資産及び負債	外貨建資産・負債については、	同左	外貨建の資産・負債について
の本邦通貨への換算基準	中間決算日の為替相場による円換		は、決算日の為替相場による円
	算額を付しております。		換算額を付しております。
8 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移	同左	同左
	転すると認められるもの以外のフ		
	ァイナンス・リース取引について		
	は、通常の賃貸借取引に準じた会		
	計処理によっております。		
9 ヘッジ会計の方法	当中間会計期間末の中間貸借対		「銀行業における金融商品会
り、ラン芸師の方伝	照表に計上している繰延ヘッジ損		
			計基準適用に関する当面の会計
	益のうち、「銀行業における金融		上及び監査上の取扱い」(日本公
	商品会計基準適用に関する当面の		認会計士協会業種別監査委員会
	会計上及び監査上の取扱い」(日		報告第15号)を適用して実施して
	本公認会計士協会業種別監査委員		おりました多数の貸出金・預金
	会報告第15号)を適用して実施し		等から生じる金利リスクをデリ
	ておりました多数の貸出金・預金		バティブ取引を用いて総体で管
	等から生じる金利リスクをデリバ		理する従来の「マクロヘッジ」
	ティブ取引を用いて総体で管理す		に基づく繰延ヘッジ損益は、
	る従来の「マクロヘッジ」に基づ		「マクロヘッジ」で指定したそ
	_ · · · ·		
	く繰延ヘッジ損益は、「マクロヘ		れぞれのヘッジ手段の残存期
	ッジ」で指定したそれぞれのヘッ		間・想定元本金額に応じ平成15
	ジ手段の残存期間・想定元本金額		年度から2年間にわたって、資
	に応じ平成15年度から2年間にわ		金調達費用として期間配分して
	たって資金調達費用として期間配		おります。
	分しております。		
	なお、当中間会計期間末におけ		
	る「マクロヘッジ」に基づく繰延		
	ヘッジ損失は122百万円でありま		
	す。		İ

	前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
	(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
	至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
10 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、 消費税等という。)の会計処理 は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対 象外消費税は当中間会計期間の費 用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下、 消費税等という。) の会計処理 は、税抜方式によっております。 ただし、動産不動産に係る控除対 象外消費税等は当事業年度の費用 に計上しております。

# 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日	(自 平成16年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)	至 平成17年3月31日)
	(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び 「固定資産の減損に係る会計基準の 適用指針」(企業会計基準適用指針 第6号平成15年10月31日)ます。こ 記計期間から適用しております。これにより税引前中間純利益は2,218 百万円減少しております。 なお、銀行業においては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)により表示しては、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第 10号)により表示しては、資 接控除により表示しては、各資 接換器がら直接控除しております。	

# 表示方法の変更

前中間会計期間	当中間会計期間
(自 平成16年4月1日	(自 平成17年4月1日
至 平成16年9月30日)	至 平成17年9月30日)
	従来、投資事業有限責任組合並びに民法上の組合及び匿名組合のうち投資事業有限責任組合に類するものの出資持分は、「その他資産」に含めて表示しておりましたが、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成16年6月9日法律第97号)により当該出資持分が証券取引法上の有価証券と定義されたことに伴い、当中間会計期間から「有価証券」に含めて表示しております。また、当該組合の営業により獲得した損益の持分相当額については、従来、「資金調達費用」及び「資金運用収益」中の「その他の支払利息」及び「その他の受入利息」に含めて表示しておりましたが、当中間会計期間から「資金運用収益」中の「有価証券利息配当金」に含めて表示しております。

# 追加情報

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
(外形標準課税)		(外形標準課税)
「地方税法等の一部を改正する法		「地方税法等の一部を改正する法
律」(平成15年3月法律第9号)が		律」(平成15年3月法律第9号)が
平成15年3月31日に公布され、平成		平成15年3月31日に公布され、平成
16年4月1日以後開始する事業年度		16年4月1日以後開始する事業年度
より法人事業税に係る課税標準の一		より法人事業税に係る課税標準の一
部が「付加価値額」及び「資本等の		部が「付加価値額」及び「資本等の
金額」に変更されることになりまし		金額」に変更されることになりまし
た。これに伴い、「法人事業税にお		た。これに伴い、「法人事業税にお
ける外形標準課税部分の損益計算書		ける外形標準課税部分の損益計算書
上の表示についての実務上の取扱		上の表示についての実務上の取扱
い」(企業会計基準委員会実務対応		い」(企業会計基準委員会実務対応
報告第12号)に基づき、「付加価値		報告第12号)に基づき、「付加価値
額」及び「資本等の金額」に基づき		額」及び「資本等の金額」に基づき
算定された法人事業税について、当		算定された法人事業税について、当
中間会計期間から中間損益計算書中		事業年度から損益計算書中の「営業
の「営業経費」に含めて表示してお		経費」に含めて表示しております。
ります。		

### 注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末(平成16年9月30日)

#### ※1 子会社の株式総額

133百万円

なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。

※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は12,280百万円、延滞債権額は 128,018百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った不計上 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 賃出金」という。)のうち、 人税法施行令(昭和40年政令 97号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は136百万円でありま

> なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日から3月以上遅 延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないもの であります。

当中間会計期間末 (平成17年9月30日)

### ※1 子会社の株式総額

12,176百万円

なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。

※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は8,620百万円、延滞債権額は 85,004百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の事 由により元本又は利息の取立て 又は弁済の見込みがないものと して未収利息を計上しなかった 貸出金(貸倒償却を行った不計上 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 人税法施行令(昭和40年政令 97号)第96条第1項第3号のイ からホまでに掲げる事由又は同 項第4号に規定する事由が生じ ている貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3ヵ月以上延 滞債権額は679百万円でありま す

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

### 前事業年度末 (平成17年3月31日)

### ※1 子会社の株式総額

133百万円

なお、本項の子会社は、銀行 法第2条第8項に規定する子会 社であります。

※2 貸出金のうち、破綻先債権額 は12,084百万円、延滞債権額は 120,395百万円であります。

> なお、破綻先債権とは、元本 又は利息の支払の遅延が相当期 間継続していることその他の取立 日により元本又は利息の取立で 又は弁済の見込みがないもので として未収利息を計上しなかかまして未収利息を計上しなかかまして未収利息を計上しなかがないまりた 貸出金」という。)のうち、 貸出金」という。)のうち、 負税法施行令(昭和40年政令 り、第96条第1項第3号のに 規だる事由がに 項第4号に規定する事由が ている貸出金であります。

> また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

※3 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は299百万円でありま

> なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約 定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権 及び延滞債権に該当しないものであります。

前中間会計期間末(平成16年9月30日)

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は59,503百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 199,939百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、34,161百万円であります。
- ※8 為替決済等の取引の担保ある いは先物取引証拠金等の代用と して、有価証券106,227百万円 及び預け金6百万円を差し入れ ております。

当中間会計期間末(平成17年9月30日)

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は60,926百万円であります。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3ヵ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3ヵ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 155,230百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

※6 貸出債権流動化により、会計 上売却処理した貸出金の元本の 当中間会計期間末残高の総額は 59,585百万円であります。な お、当行は、貸出債権の劣後受 益権を20,325百万円継続保有し 貸出金に計上しているため、売 却処理済みの優先受益権を含め た元本総額79,910百万円に係る 貸倒引当金を計上しております。

> また、金銭の信託のうち 2,434百万円は、貸出債権流動 化に伴い、現金準備金として信 託しているものであります。

- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商ます。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売り担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、31,990百万円であります。
- ※8 為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券95,470百万円及び預け金9百万円を差し入れております。

前事業年度末 (平成17年3月31日)

※4 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は63,390百万円でありま す。

> なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

※5 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 196,169百万円であります。

> なお、上記2から5に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

- ※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しておりきす。これにより受け入れた商ます。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、で割り担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、39,698百万円であります。
- ※8 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産 動産不動産 2,277百万円 前中間会計期間末(平成16年9月30日)

また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行なっている有価証券は32,819百万円であり、対応する売現先勘定は1,039百万円、債券貸借取引受入担保金は31,084百万円であります。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は3,752百万円であり ます。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がなを貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、483,819百円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のものて取りに無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続きに基づき顧客の業況等を把 握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

※10 動産不動産の減価償却累計額 38,653百万円 当中間会計期間末(平成17年9月30日)

また、売現先取引による買戻し条件付の売却又は現金担保付債券貸借取引による貸出を行なっている有価証券は110,715百万円であり、対応する売現先勘定は1,190百万円、債券貸借取引受入担保金は108,582百万円であります。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は3,643百万円であり ます。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、453,646百万円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続きに基づき顧客の業況等を把 握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

※10 動産不動産の減価償却累計額 37,016百万円 前事業年度末 (平成17年3月31日)

担保資産に対応する債務 432百万円 その他負債 上記のほか、為替決済、 歳入代理店の取引の担保あるい は先物取引証拠金等の代用とし て、有価証券127,453百万円及 び預け金6百万円を差し入れて おります。また、売現先取引に よる買戻し条件付の売却又は現 金担保付債券貸借取引による貸 出を行なっている有価証券は 45,648百万円であり、対応する 売現先勘定は1,492百万円、債 券貸借取引受入担保金は43,137 百万円であります。

※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がな金貸付けることを約する契約に係る融資未実行残高は、448,733百円であります。これらはすべて原契約期間が1年以内のものて取は任意の時期に無条件で取消可能なものであります。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも当行の将 来のキャッシュ・フローに影響 を与えるものではありません。 これらの契約の多くには、金融 情勢の変化、債権の保全及びそ の他相当の事由があるときは、 当行が実行申し込みを受けた融 資の拒絶又は契約極度額の減額 をすることができる旨の条項が 付けられております。また、契 約時において必要に応じて不動 産・有価証券等の担保を徴求す るほか、契約後も定期的に(半 年毎に)予め定めている行内手 続きに基づき顧客の業況等を把 握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

※10 動産不動産の減価償却累計額 37,734百万円 前中間会計期間末(平成16年9月30日)

- ※11 動産不動産の圧縮記帳額17,234百万円
- ※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金4,900百万円が含まれており ます。
- ※14 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に係る いては、当該評価差額に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として 本の部に計上しております。 再評価を行った年月日 平成10年3月31日 同法律第3条第3項に定める再

評価の方法

土地の再評価に関する法律施 行令(平成10年3月31日公布 政令第119号)第2条第3号に 定める固定資産税評価額及び 同条第4号に定める地価税の 算定価格に基づいて、(奥行 価格補正、時点修正、近隣売 買事例による補正等)合理的 な調整を行って算出。 当中間会計期間末(平成17年9月30日)

- ※11 動産不動産の圧縮記帳額17,234百万円
- ※12 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金6,500百万円が含まれており ます。
- ※13 劣後特約付社債5,000百万円 であります。
- ※14 同左

前事業年度末 (平成17年3月31日)

- ※11 動産不動産の圧縮記帳額17,234百万円
- ※12 借入金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金4,500百万円が含まれており ます。
- ※14 土地の再評価に関する法律 (平成10年3月31日公布法律第 34号)に基づき、事業用の土地 の再評価を行い、評価差額に係る税 いては、当該評価差額に係る税 金相当額を「再評価に係る繰延 税金負債」として負債の部に計 上し、これを控除した金額を 「土地再評価差額金」として資 本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第4号に定める地価税の算定価格に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を 行った事業用土地の当事業年度 末における時価の合計額と当該 事業用土地の再評価後の帳簿価 額の合計額との差額

27,895百万円

### (中間損益計算書関係)

前中間会計期間 当中間会計期間 前事業年度 (自 平成17年4月1日 (自 平成16年4月1日 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日) 至 平成16年9月30日) 至 平成17年9月30日) ※1 減価償却実施額は下記のとお ※1 減価償却実施額は下記のとお ※1 減価償却実施額は下記のとお りであります。 りであります。 りであります。 建物・動産 625百万円 建物・動産 560百万円 建物・動産 1,281百万円 その他 その他 その他 121百万円 174百万円 260百万円 ※2 その他経常費用には、貸倒引 ※2 その他経常費用には、貸倒引 ※2 その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額9,313百万円を含ん 当金繰入額14,413百万円、投資 当金繰入額43,128百万円を含ん でおります。 損失引当金繰入額1,255百万円 でおります。 を含んでおります。 ※3 特別損失には、退職給付会計 ※3 その他の特別損失131百万円 導入に伴う会計基準変更時差異 は、臨時に支払った従業員の割 の費用処理額310百万円を含ん 増退職金であります。 でおります。 ※4 当行は、以下の資産グルー プについて減損損失を計上し ております。 (1) 遊休資産(土地建物) 長崎県内 26か所 減損損失額 677百万円 ②長崎県外 22か所 減損損失額 1,105百万円 (2)営業用店舗(土地建物) ①長崎県内 1か所 減損損失額 41百万円 ②長崎県外 5か店 減損損失額 398百万円 上記の資産は、地価の下落に より含み損を有するに至ってお り、割引前将来キャッシュ・フ ローの総額が、帳簿価額に満た ないことから、帳簿価額を回収 可能価額まで減額し、当該減少 額(2,222百万円)を減損損失 として特別損失に計上しており (グルーピングの方法) 営業用資産のうち、エリ ア制の店舗についてはエリア単 位、それ以外については独立店 舗単位とし、出張所・支店長兼 務子店は母店に含めてグルーピ ングしております。また、本部 関連施設、社宅・寮、店舗外 ATM等については共用資産と し、銀行全体を一体としてグル ーピングしております。

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
	遊休資産は、各々独立した	
	資産としてグルーピングしてお	
	ります。	
	(回収可能価額の算定方等)	
	回収可能価額の測定は、正	
	味売却価額を使用し、鑑定評価	
	額及び売却予定額に基づき算定	
	しております。	

#### (リース取引関係)

前中間会計期間 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間会計 期間末残高相当額

#### 取得価額相当額

動産 合計 4,173百万円 4.173百万円

### 減価償却累計額相当額

動産 合計 1,785百万円 1.785百万円

中間会計期間末残高相当額

動産 合計 2,387百万円 2,387百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間会計期間末残高 が有形固定資産の中間会計期 間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によ
- り算定しております。 ・未経過リース料中間会計期間末残

高相当額 1年内

770百万円 1,617百万円

1年超 合計

2,387百万円

- (注) 未経過リース料中間会計期 間末残高相当額は、未経過リ ース料中間会計期間末残高が 有形固定資産の中間会計期間 末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により 算定しております。
- ・当中間会計期間の支払リース料、 減価償却費相当額

支払リース料

387百万円

減価償却費 387百万円

相当額

減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。

当中間会計期間

平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び中間会計 期間末残高相当額

#### 取得価額相当額

動産 合計

4,746百万円 4,746百万円

減価償却累計額相当額

動産 合計

2,508百万円 2,508百万円

中間会計期間末残高相当額

動産 合計 2,237百万円 2,237百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料中間会計期間末残高 が有形固定資産の中間会計期 間末残高等に占める割合が低 いため、支払利子込み法によ り算定しております。
- ・未経過リース料中間会計期間末残 高相当額

1年内 1年超

844百万円 1,393百万円

合計

2.237百万円 (注) 未経過リース料中間会計期 間末残高相当額は、未経過リ

- ース料中間会計期間末残高が 有形固定資産の中間会計期間 末残高等に占める割合が低い ため、支払利子込み法により 算定しております。
- ・当中間会計期間の支払リース料、 減価償却費相当額

支払リース料

428百万円

減価償却費 相当額

428百万円

減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。

前事業年度

平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

リース物件の所有権が借主に移転 すると認められるもの以外のファイ ナンス・リース取引

・リース物件の取得価額相当額、減 価償却累計額相当額及び期末残高 相当貊

### 取得価額相当額

動産 合計

4,478百万円 4,478百万円

減価償却累計額相当額

動産 合計

2,140百万円 2,140百万円

期末残高相当額

動産 合計 2,338百万円 2,338百万円

- (注) 取得価額相当額は、未経過 リース料期末残高が有形固定 資産の期末残高等に占める割 合が低いため、支払利子込み 法により算定しております。
- ・未経過リース料期末残高相当額

1年内

829百万円 1,509百万円

1年超 合計

2.338百万円

- (注) 未経過リース料期末残高相 当額は、未経過リース料期末 残高が有形固定資産の期末残 高等に占める割合が低いた め、支払利子込み法により算 定しております。
- ・支払リース料及び減価償却費相当

支払リース料 796百万円 減価償却費 796百万円 相当額

減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存 価額を零とする定額法によってお ります。

# (有価証券関係)

- ○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
  - I 前中間会計期間末(平成16年9月30日現在) 該当ありません。
  - Ⅲ 当中間会計期間末(平成17年9月30日現在) 該当ありません。
- Ⅲ 前事業年度末(平成17年3月31日現在) 該当ありません。

# (重要な後発事象)

該当ありません。

# (2) 【その他】

該当ありません。

# 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書の訂正報告書

平成17年6月23日 福岡財務支局長に提出。

平成16年6月29日提出の第105期有価証券報告書に係る訂正報告書であります。

(2) 半期報告書の訂正報告書

平成17年6月23日 福岡財務支局長に提出。

平成16年12月24日提出の第106期中半期報告書に係る訂正報告書であります。

(3) 有価証券報告書事業年度自平成16年4月1日平成17年6月28日及びその添付書類(第106期)至平成17年3月31日福岡財務支局長に提出。

(4) 有価証券届出書平成17年8月24日及びその添付書類福岡財務支局長に提出。

(5) 臨時報告書平成17年9月2日福岡財務支局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債権の取立不能又は取立遅延のおそれ)に基づく臨時報告書であります。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月15日

株式会社親和銀行 取締役会御中

# 中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 丸 林 信 幸 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 青 野 弘 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(※)</sup> 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成17年12月15日

株式会社親和銀行取締役会御中

# 中央青山監査法人

指定社員公認会計士 丸林 信幸業務執行社員

指定社員公認会計士 青野 弘業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会 社親和銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平 成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金 計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者に あり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間連結財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(※)</sup> 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月15日

株式会社親和銀行取締役会御中

# 中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 丸 林 信 幸 業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 青 野 弘 業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社親和銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第106期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

# 独 立 監 査 人 の 中 間 監 査 報 告 書

平成17年12月15日

株式会社親和銀行取締役会御中

# 中央青山監査法人

指 定 社 員 公認会計士 丸 林 信 幸 業務執行社員

指定社員公認会計士 青野 弘業務執行社員

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会 社親和銀行の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第107期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平 成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。 この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明する ことにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社親和銀行の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更に記載のとおり、会社は当中間会計期間から固定資産の減損に係る会計基準を適用しているため、当該会計基準により中間財務諸表を作成している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

<sup>(※)</sup> 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

